

平成 2 9 年 度

水 質 検 査 計 画

秩父広域市町村圏組合 水道局

平成29年度水質検査計画

はじめに

秩父市、横瀬町、小鹿野町及び皆野・長瀬上下水道組合の水道事業体は、平成28年4月1日に事業統合し、秩父広域市町村圏組合で水道事業を行っています。

供給している水道水が水道法の水質基準に適合し、安全で良質な水道水を安定して供給する指針として「水質検査計画」を策定しました。

この水質検査計画は、過去の水質検査結果や水源周辺等を総合的に検討し、検査地点・検査項目を定め、また、利用者の御意見等を参考にして毎年見直しをしていきます。

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道施設の概要
4. 原水及び浄水の水質状況
5. 水質検査項目、採水地点、採水頻度
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の方法
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. その他配慮すべき事項

※水質検査計画の内容の3から5は、各エリアごとに記載します。

1. 基本方針

- (1) 水質検査は、各浄水場系統の管末給水栓で行います。また、水質汚染を監視する目的で、水道原水の検査も行います。
- (2) 水質検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目を実施します。その他、より安全で良質であることを確認するために水質管理設定項目や指標菌等の、検査も実施します。
- (3) 水質検査の頻度は、検査する項目のこれまでの検出状況や水源付近の環境状況などを考慮し、水道水が安全であることを確認できるように設定します。また水質汚濁事故等、水道水の水質基準を維持することが危ぶまれる事態においては、速やかに臨時の水質検査を実施します。
- (4) 水質検査計画及び水質検査結果については、水道水が安全である良好に監理されていることをさらにご理解いただけるよう公表します。また、需要者の水道水への関心は非常に高まっていることから、放射性物質の動向について情報収集に努めると共に、収集したデータを注視し関係者への情報提供に努めます。

2. 水道事業の概要

秩父広域広域市町村圏組合水道事業の概要

給水区域 秩父市・横瀬町・小鹿野町・皆野町・長瀬町

給水人口 100,970人 (平成28年10月1日)

普及率 98%

計画一日最大給水量 54,670 m³/日

給水区域



秩 父 市 エ リ ア

3. 水道施設の概要(秩父市エリア)

(1) 旧秩父地区

橋立浄水場

場所	秩父市荒川久那
創設工事竣工	大正 13 年 10 月 28 日
水源	橋立川の表流水 浦山川の表流水
浄水処理方法	緩速ろ過+急速ろ過

別所浄水場

場所	秩父市別所
創設工事竣工	昭和 58 年 2 月 15 日
水源	荒川の表流水
浄水処理方法	急速ろ過

高篠浄水場

場所	秩父市定峰
創設工事竣工	昭和 50 年 3 月 31 日
水源	定峰川の表流水
浄水処理方法	緩速ろ過

大谷日向浄水場

場所	秩父市浦山
創設工事竣工	平成 2 年 2 月 15 日
水源	大谷沢の表流水
浄水処理方法	急速ろ過

南浄水場

場所	秩父市浦山
創設工事竣工	平成 6 年 3 月 10 日
水源	唐沢の表流水
浄水処理方法	急速ろ過

(2) 吉田地区

石間浄水場

場所	秩父市下吉田
創設工事竣工	昭和 39 年 3 月 31 日
水源	石間川の表流水
浄水処理方法	緩速ろ過

塚越浄水場

場所	秩父市上吉田
創設工事竣工	昭和 49 年 3 月 31 日
改修工事竣工	平成 19 年 7 月 17 日
水源	吉田川の表流水 小川川の表流水
浄水処理方法	急速ろ過

半納浄水場

場所	秩父市吉田石間
創設工事竣工	昭和 31 年 6 月 15 日
水源	岩城沢の伏流水 岩城沢の湧水 笹沢の伏流水
浄水処理方法	上向式緩速ろ過

中郷浄水場

場所	秩父市吉田石間
創設工事竣工	昭和 33 年 7 月 1 日
水源	井戸沢の表流水
浄水処理方法	緩速ろ過

白岩浄水場

場所	秩父市吉田阿熊
創設工事竣工	昭和 52 年 3 月 31 日
改修工事竣工	平成 25 年 3 月 25 日
水源	白岩沢の表流水
浄水処理方法	急速ろ過

女形浄水場

場所	秩父市吉田上吉田
創設工事竣工	平成元年 3 月 31 日
水源	女形沢の表流水
浄水処理方法	緩速ろ過

(3) 大滝地区

中津川浄水場

場所	秩父市中津川
創設工事竣工	昭和 45 年 7 月 31 日
改修工事竣工	平成 10 年 3 月 10 日
水源	大若沢の表流水
浄水処理方法	緩速ろ過

三峰浄水場

場所	秩父市三峰
創設工事竣工	昭和 56 年 10 月 10 日
水源	細谷沢の表流水
浄水処理方法	緩速ろ過

栃本浄水場

場所	秩父市大滝
創設工事竣工	昭和 62 年 3 月 10 日
水源	ワサビ沢の表流水
浄水処理方法	緩速ろ過

落合浄水場

場所	秩父市大滝
創設工事竣工	昭和 40 年 3 月 31 日
改修工事竣工	平成 7 年 3 月 10 日
水源	栗尾沢の表流水
浄水処理方法	緩速ろ過

中双里浄水場

場所	秩父市中津川
創設工事竣工	昭和 54 年 10 月 31 日
水源	井戸沢の表流水
浄水処理方法	緩速ろ過

大血川浄水場

場所	秩父市大滝
創設工事竣工	平成 4 年 3 月 10 日
水源	西谷沢の表流水
浄水処理方法	緩速ろ過

(4) 荒川地区

谷津川浄水場

場所	秩父市荒川白久
改修工事竣工	昭和 53 年 3 月 25 日
水源	谷津川の表流水
浄水処理方法	緩速ろ過

安谷川浄水場

場所	秩父市荒川日野
改修工事竣工	平成 4 年 3 月 10 日
水源	安谷川の表流水
浄水処理方法	緩速ろ過

4. 原水及び浄水の水質状況

秩父市エリアで管理・供給している水道水は、全て荒川の本流又は支流の表流水及び伏流水を水源としています。水道原水である各水源上流域は、全体的に年間を通じて水質が良好であり安定していますが、橋立浄水場と塚越浄水場の取水口上流にダム湖があり、季節により藻類の発生が見られ、また、別所浄水場の取水河川である荒川本流域でも藻類の発生がみられるため、各浄水場には可搬式活性炭注入設備を設置して臭気除去の措置を講じています。また、早期発見のためこの各浄水場においては水質検査の頻度を上げ、ダム管理者・各関係機関との水質の共有を図り対応しています。

別所・橋立・石間浄水場については魚類を飼育しバイオアッセーにより水質検査の補完を行っております。

以下、水質管理上留意している事項のうち、主なものを例示します。

(1) 原水及び河川水

降雨（集中豪雨等）による濁度の上昇

油流出等の水質汚染事故

生活排水等の流入が主な原因となる界面活性剤濃度の上昇

藻類が原因となって発生するかび臭や pH 値の上昇

(2) 水道用水

送水過程におけるトリハロメタン等の消毒副生成物濃度の上昇（夏期）

5. 水質検査項目、採水地点、採水頻度

(1) 毎日検査（法令で義務付けられている検査）

色、濁り、消毒の残留効果（遊離残留塩素濃度）

(2) 水質基準項目（法令で義務付けられている 51 項目検査）

原水 水源水質監視のため別表 1 のとおり、原水の水質検査を実施します。

浄水 水質基準項目については、水道法により項目ごとに検査頻度が異なるため、浄水場系統ごとに別表 2 のとおり浄水の水質検査を実施します。

水質基準項目のうち、一部の項目については、法令により条件を満たす場合に限り、3年に1回まで検査頻度を減らすことができます項目もありますが、安全性や安心を確保することから、省略可能な項目についても1年に1回は検査を実施します。

(3) 埼玉県水道水質管理計画水質監視部会において、将来にわたり安全性確保の見地から、水道水質管理上留意すべき項目について、別表 3 のとおり浄水原水の水質検査を1年に1回以上実施します。

(4) クリプトスポリジウム等の水質検査

クリプトスポリジウム等の検査については、水系感染症を防止する観点から「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（平成 19 年 3 月 30 日付健水発第 0330005 号厚生労働省通知）に基づき、次のとおり実施します。

浄水場の原水について、クリプトスポリジウムの水質検査を年 1 回、指標菌の水質検査を年 4 回実施します。

水質検査地点

(※ 水源は、半納浄水場のみ伏流水、他は表流水)

別所浄水場 水源・荒川
 橋立浄水場 水源・橋立川・浦山川
 高篠浄水場 水源・定峰川
 大谷・日向浄水場 水源・大谷沢
 南浄水場 水源・唐沢

塚越浄水場 水源・吉田川
 水源・小川川
 石間浄水場 水源・石間川
 半納浄水場 水源・岩城沢
 水源・笹沢
 中郷浄水場 水源・井戸沢
 白岩浄水場 水源・白岩沢
 女形浄水場 水源・女形沢

栃本浄水場 水源・ワサビ沢
 落合浄水場 水源・栗尾沢
 中津川浄水場 水源・大若沢
 三峰浄水場 水源・細谷沢
 大血川浄水場 水源・西谷沢
 安谷川浄水場 水源・安谷川
 上田野配水場 水源・持小舎沢
 寺沢配水場 水源・寺沢川
 谷津川浄水場 水源・谷津川

(検査頻度)

	水質基準項目	毎月検査	年4回検査	年1回検査	発生時期
基01	一般細菌			○	
基02	大腸菌			○	
基03	カドミウム及びその化合物			○	
基04	水銀及びその化合物			○	
基05	セレン及びその化合物			○	
基06	鉛及びその化合物			○	
基07	ヒ素及びその化合物			○	
基08	六価クロム化合物			○	
基09	亜硝酸態窒素			○	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○	
基12	フッ素及びその化合物			○	
基13	ホウ素及びその化合物			○	
基14	四塩化炭素			○	
基15	1,4-ジオキサン			○	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○	
基17	ジクロロメタン			○	
基18	テトラクロロエチレン			○	
基19	トリクロロエチレン			○	
基20	ベンゼン			○	
基21	塩素酸				
基22	クロロ酢酸				
基23	クロロホルム				
基24	ジクロロ酢酸				
基25	ジブロモクロロメタン				
基26	臭素酸				
基27	総トリハロメタン				
基28	トリクロロ酢酸				
基29	プロモジクロロメタン				
基30	プロモホルム				
基31	ホルムアルデヒド				
基32	亜鉛及びその化合物			○	
基33	アルミニウム及びその化合物			○	
基34	鉄及びその化合物			○	
基35	銅及びその化合物			○	
基36	ナトリウム及びその化合物			○	
基37	マンガン及びその化合物	塚越	塚越	○	
基38	塩化物イオン			○	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○	
基40	蒸発残留物			○	
基41	陰イオン界面活性剤			○	
基42	ジオオスミン			○	○
基43	2-メチルイソボルネオール			○	○
基44	非イオン界面活性剤			○	
基45	フェノール類			○	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)			○	
基47	pH値			○	
基48	味				
基49	臭気			○	
基50	色度			○	
基51	濁度			○	
	大腸菌(定量)		○		
	嫌気性芽胞菌(定量)		○		
	クリプトスポリジウム(定量)			○	

1. 旧秩父地区管内における水質検査地点

別所浄水場	太田地内
	久那地内
橋立浄水場	中村町地内
	近戸町地内
	影森地内
高篠浄水場	栃谷地内
大谷・日向浄水場	浦山地内
南浄水場	浦山地内
以上8地点	

	水質基準項目	毎月検査	年4回検査	年1回検査	発生時期
基01	一般細菌	○	○	○	
基02	大腸菌	○	○	○	
基03	カドミウム及びその化合物			○	
基04	水銀及びその化合物			○	
基05	セレン及びその化合物			○	
基06	鉛及びその化合物			○	
基07	ヒ素及びその化合物			○	
基08	六価クロム化合物			○	
基09	亜硝酸態窒素		○	○	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○	○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○	
基12	フッ素及びその化合物			○	
基13	ホウ素及びその化合物			○	
基14	四塩化炭素			○	
基15	1,4-ジオキサン			○	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○	
基17	ジクロロメタン			○	
基18	テトラクロロエチレン			○	
基19	トリクロロエチレン			○	
基20	ベンゼン			○	
基21	塩素酸		○	○	
基22	クロロ酢酸		○	○	
基23	クロロホルム		○	○	
基24	ジクロロ酢酸		○	○	
基25	ジブromokロロメタン		○	○	
基26	臭素酸		○	○	
基27	総トリハロメタン		○	○	
基28	トリクロロ酢酸		○	○	
基29	ブromokロロメタン		○	○	
基30	ブromokロロホルム		○	○	
基31	ホルムアルデヒド		○	○	
基32	亜鉛及びその化合物			○	
基33	アルミニウム及びその化合物		別所・影森	○	
基34	鉄及びその化合物			○	
基35	銅及びその化合物			○	
基36	ナトリウム及びその化合物			○	
基37	マンガン及びその化合物			○	
基38	塩化物イオン	○	○	○	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		別所・橋立・影森	○	
基40	蒸発残留物		別所	○	
基41	陰イオン界面活性剤			○	
基42	ジェオスミン			○	○
基43	2-メチルイソボルネオール			○	○
基44	非イオン界面活性剤		別所・橋立・影森・高篠・大谷日向	○	
基45	フェノール類			○	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	
基47	pH値	○	○	○	
基48	味	○	○	○	
基49	臭気	○	○	○	
基50	色度	○	○	○	
基51	濁度	○	○	○	

※上記項目の色分けの見方:

省略不可能	検査結果により省略不可	省略不可(発生時期に検査)
-------	-------------	---------------

2. 吉田地区管内における水質検査地点

塚越浄水場	上吉田宮戸地内
石間浄水場	下吉田井上地内
半納浄水場	吉田石間沢戸地内
中郷浄水場	吉田石間中郷地内
白岩浄水場	吉田阿熊白岩地内
女形浄水場	上吉田女形地内

以上6地点

	水質基準項目	毎月検査	年4回検査	年1回検査	発生時期
基01	一般細菌	○	○	○	
基02	大腸菌	○	○	○	
基03	カドミウム及びその化合物			○	
基04	水銀及びその化合物			○	
基05	セレン及びその化合物			○	
基06	鉛及びその化合物			○	
基07	ヒ素及びその化合物			○	
基08	六価クロム化合物			○	
基09	亜硝酸態窒素		○	○	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○	○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○	
基12	フッ素及びその化合物			○	
基13	ホウ素及びその化合物			○	
基14	四塩化炭素			○	
基15	1,4-ジオキサン			○	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○	
基17	ジクロロメタン			○	
基18	テトラクロロエチレン			○	
基19	トリクロロエチレン			○	
基20	ベンゼン			○	
基21	塩素酸		○	○	
基22	クロロ酢酸		○	○	
基23	クロロホルム		○	○	
基24	ジクロロ酢酸		○	○	
基25	ジブロモクロロメタン		○	○	
基26	臭素酸		○	○	
基27	総トリハロメタン		○	○	
基28	トリクロロ酢酸		○	○	
基29	ブロモジクロロメタン		○	○	
基30	ブロモホルム		○	○	
基31	ホルムアルデヒド		○	○	
基32	亜鉛及びその化合物			○	
基33	アルミニウム及びその化合物		塚越・白岩	○	
基34	鉄及びその化合物			○	
基35	銅及びその化合物			○	
基36	ナトリウム及びその化合物			○	
基37	マンガン及びその化合物	塚越	塚越	○	
基38	塩化物イオン	○	○	○	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		○	○	
基40	蒸発残留物		塚越・石間・中郷・白岩・女形	○	
基41	陰イオン界面活性剤			○	
基42	ジェオスミン			○	○
基43	2-メチルイソボルネオール			○	○
基44	非イオン界面活性剤			○	
基45	フェノール類			○	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	
基47	pH値	○	○	○	
基48	味	○	○	○	
基49	臭気	○	○	○	
基50	色度	○	○	○	
基51	濁度	○	○	○	

※上記項目の色分けの見方:

省略不可能	検査結果により省略不可	省略不可(発生時期に検査)
-------	-------------	---------------

3. 大滝地区管内における水質検査地点

栃本浄水場	大滝二瀬地内
落合浄水場	大滝落合地内
中津川浄水場	大滝中津川地内
三峰浄水場	大滝三峰地内
大血川浄水場	大滝大輪地内
中双里浄水場	大滝中津川地内

以上6地点

	水質基準項目	毎月検査	年4回検査	年1回検査	発生時期
基01	一般細菌	○	○	○	
基02	大腸菌	○	○	○	
基03	カドミウム及びその化合物			○	
基04	水銀及びその化合物			○	
基05	セレン及びその化合物			○	
基06	鉛及びその化合物			○	
基07	ヒ素及びその化合物		中津川	○	
基08	六価クロム化合物			○	
基09	亜硝酸態窒素		○	○	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○	○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○	
基12	フッ素及びその化合物			○	
基13	ホウ素及びその化合物			○	
基14	四塩化炭素			○	
基15	1,4-ジオキサン			○	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○	
基17	ジクロロメタン			○	
基18	テトラクロロエチレン			○	
基19	トリクロロエチレン			○	
基20	ベンゼン			○	
基21	塩素酸		○	○	
基22	クロロ酢酸		○	○	
基23	クロロホルム		○	○	
基24	ジクロロ酢酸		○	○	
基25	ジブロモクロロメタン		○	○	
基26	臭素酸		○	○	
基27	総トリハロメタン		○	○	
基28	トリクロロ酢酸		○	○	
基29	ブロモジクロロメタン		○	○	
基30	ブロモホルム		○	○	
基31	ホルムアルデヒド		○	○	
基32	亜鉛及びその化合物			○	
基33	アルミニウム及びその化合物			○	
基34	鉄及びその化合物		栃本・大血川	○	
基35	銅及びその化合物			○	
基36	ナトリウム及びその化合物			○	
基37	マンガン及びその化合物			○	
基38	塩化物イオン	○	○	○	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		落合・大血川	○	
基40	蒸発残留物			○	
基41	陰イオン界面活性剤			○	
基42	ジェオスミン			○	○
基43	2-メチルイソボルネオール			○	○
基44	非イオン界面活性剤			○	
基45	フェノール類			○	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	
基47	pH値	○	○	○	
基48	味	○	○	○	
基49	臭気	○	○	○	
基50	色度	○	○	○	
基51	濁度	○	○	○	

※上記項目の色分けの見方:

省略不可能	検査結果により 省略不可	省略不可 (発生時期に検査)
-------	-----------------	-------------------

4. 荒川地区管内における水質検査地点

安谷川浄水場	荒川日野地内
上田野配水場	荒川上田野地内
寺沢配水場	荒川日野地内
谷津川浄水場	小鹿野町長留地内
	荒川贅川地内

以上5地点

	水質基準項目	毎月検査	年4回検査	年1回検査	発生時期
基01	一般細菌	○	○	○	
基02	大腸菌	○	○	○	
基03	カドミウム及びその化合物			○	
基04	水銀及びその化合物			○	
基05	セレン及びその化合物			○	
基06	鉛及びその化合物			○	
基07	ヒ素及びその化合物			○	
基08	六価クロム化合物			○	
基09	亜硝酸態窒素		○	○	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○	○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○	
基12	フッ素及びその化合物			○	
基13	ホウ素及びその化合物			○	
基14	四塩化炭素			○	
基15	1,4-ジオキサン			○	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○	
基17	ジクロロメタン			○	
基18	テトラクロロエチレン			○	
基19	トリクロロエチレン			○	
基20	ベンゼン			○	
基21	塩素酸		○	○	
基22	クロロ酢酸		○	○	
基23	クロロホルム		○	○	
基24	ジクロロ酢酸		○	○	
基25	ジブロモクロロメタン		○	○	
基26	臭素酸		○	○	
基27	総トリハロメタン		○	○	
基28	トリクロロ酢酸		○	○	
基29	ブロモジクロロメタン		○	○	
基30	ブロモホルム		○	○	
基31	ホルムアルデヒド		○	○	
基32	亜鉛及びその化合物			○	
基33	アルミニウム及びその化合物			○	
基34	鉄及びその化合物			○	
基35	銅及びその化合物			○	
基36	ナトリウム及びその化合物			○	
基37	マンガン及びその化合物			○	
基38	塩化物イオン	○	○	○	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○	
基40	蒸発残留物			○	
基41	陰イオン界面活性剤			○	
基42	ジェオスミン			○	○
基43	2-メチルイソボルネオール			○	○
基44	非イオン界面活性剤			○	
基45	フェノール類			○	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	
基47	pH値	○	○	○	
基48	味	○	○	○	
基49	臭気	○	○	○	
基50	色度	○	○	○	
基51	濁度	○	○	○	

※上記項目の色分けの見方:

省略不可能	検査結果により省略不可	省略不可(発生時期に検査)
-------	-------------	---------------

水質管理目標設定項目 平成29年度水質検査地点と検査頻度

別表 3

原水・水質検査地点 別所浄水場 水源・荒川
 浄水・水質検査地点 別所浄水場 別所地内

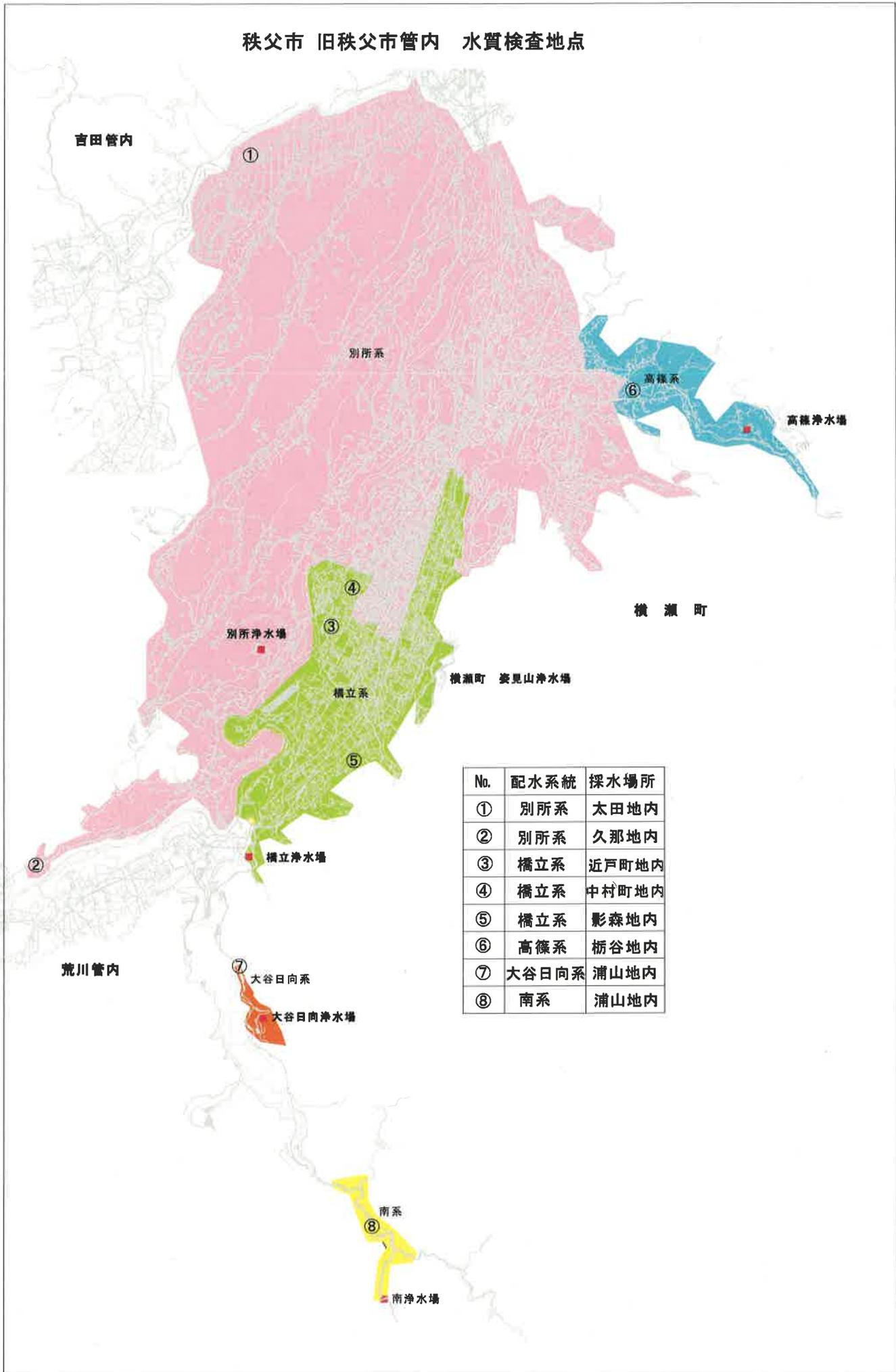
	水質管理目標設定項目	毎月検査	年4回検査	年1回検査	発生時期
目01	アンチモン及びその化合物		○(原水)		
目02	ウラン及びその化合物		○(原水)		
目03	ニッケル及びその化合物		○(原水)		
目05	1,2-ジクロロエタン		○(原水)		
目08	トルエン		○(原水)		
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)		○(原水)		
目10	亜塩素酸				
目12	二酸化塩素				
目13	ジクロロアセトニトリル		○(浄水)		
目14	抱水クロラール		○(浄水)		
目15	農薬類				
目16	残留塩素				
目17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)				
目18	マンガン及びその化合物				
目19	遊離炭酸				
目20	1,1,1-トリクロロエタン		○(原水)		
目21	メチル-tert-ブチルエーテル		○(原水)		
目22	有機物等(KMnO ₄)				
目23	臭気強度(TON)				
目24	蒸発残留物				
目25	濁度				
目26	pH 値				
目27	腐食性(ランゲリア指数)				
目28	従属栄養細菌				
目29	1,1-ジクロロエチレン		○(原水)		
目30	アルミニウム及びその化合物				

要検討項目

採水地点については今後検討

		毎月検査	年4回検査	年1回検査	発生時期
	ダイオキシン				

秩父市 旧秩父市管内 水質検査地点



No.	配水系統	採水場所
①	別所系	太田地内
②	別所系	久那地内
③	橋立系	近戸町地内
④	橋立系	中村町地内
⑤	橋立系	影森地内
⑥	高篠系	栃谷地内
⑦	大谷日向系	浦山地内
⑧	南系	浦山地内

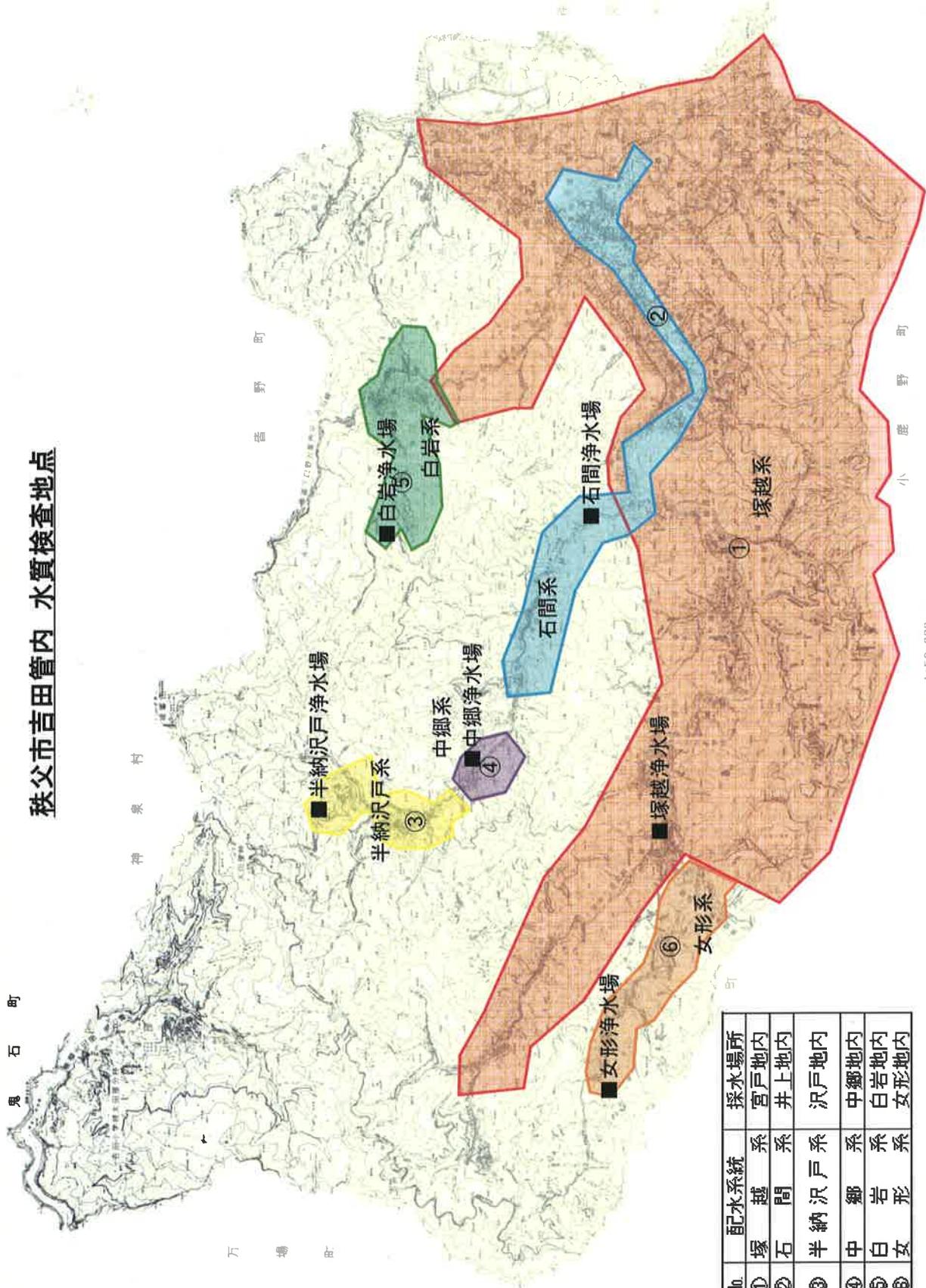
秩父市吉田管内 水質検査地点

神泉村

万場町

菅野町

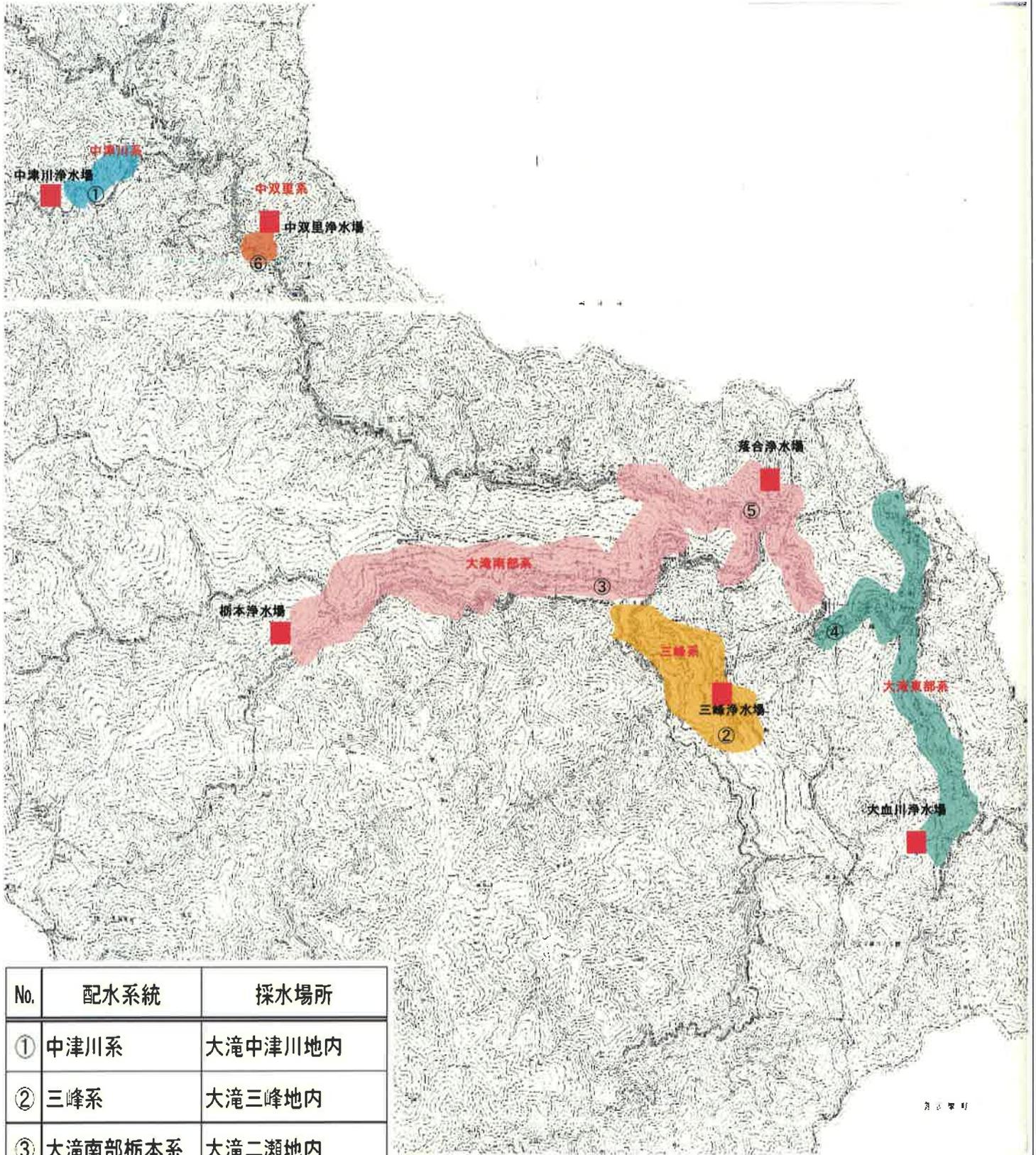
小鹿野町



1:50,000

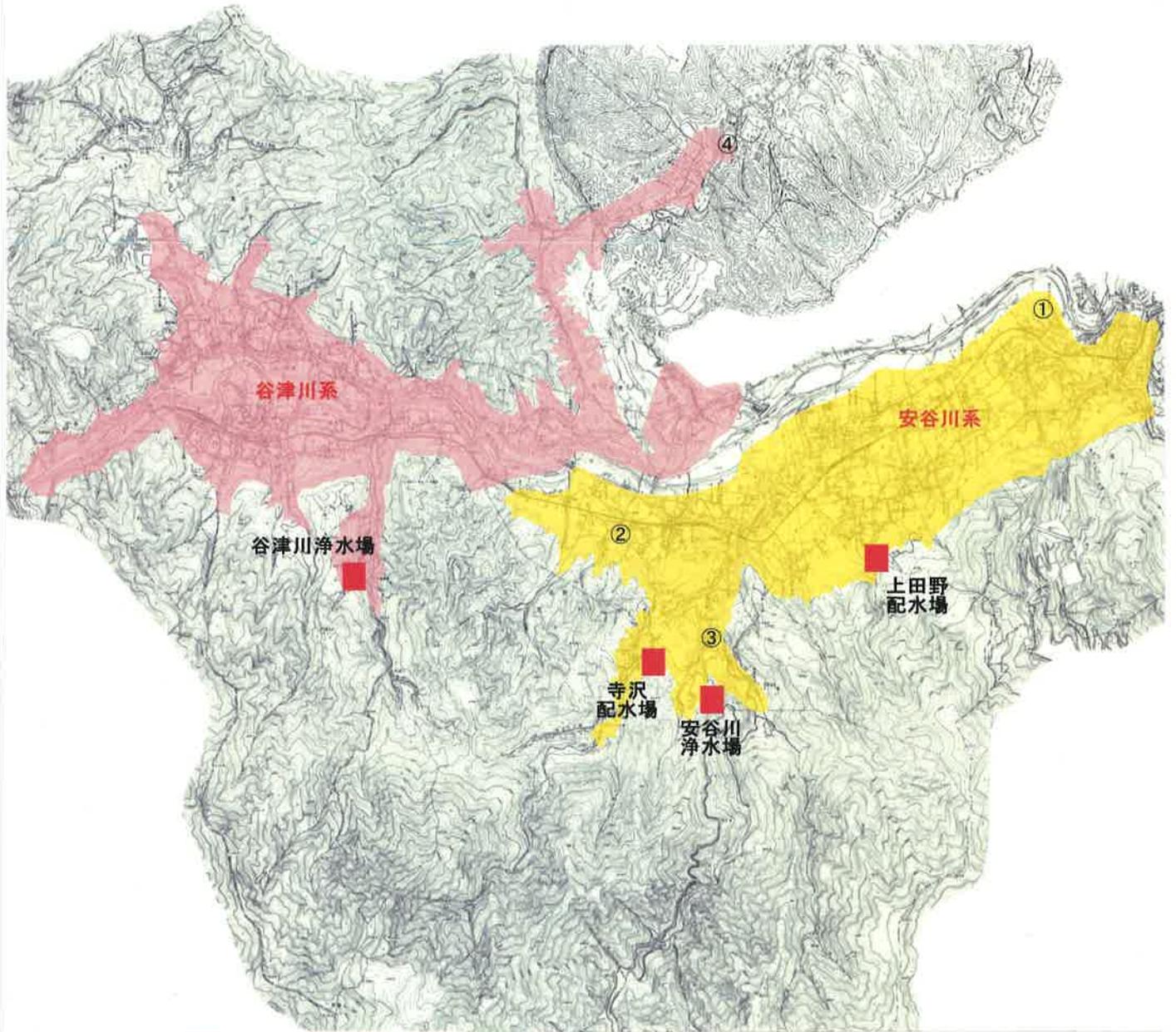
No.	配水系統	採水場所
①	塚越系	宮戸地内
②	石間系	井上地内
③	半納沢戸系	沢戸地内
④	中郷系	中郷地内
⑤	白岩系	白岩地内
⑥	女形系	女形地内

秩父市大滝管内 水質検査地点



No.	配水系統	採水場所
①	中津川系	大滝中津川地内
②	三峰系	大滝三峰地内
③	大滝南部系	大滝二瀬地内
④	大滝東部系	大滝大輪地内
⑤	大滝南部系	大滝落合地内
⑥	中双里系	大滝中津川地内

秩父市荒川管内 水質検査地点



No.	配水系統	採水場所
①	安谷川系	荒川上田野地内
②	安谷川系	荒川日野地内
③	安谷川系	荒川日野地内
④	谷津川系	小鹿野町長留地内

横瀬町エリア

3. 浄水場施設の概要(横瀬町エリア)

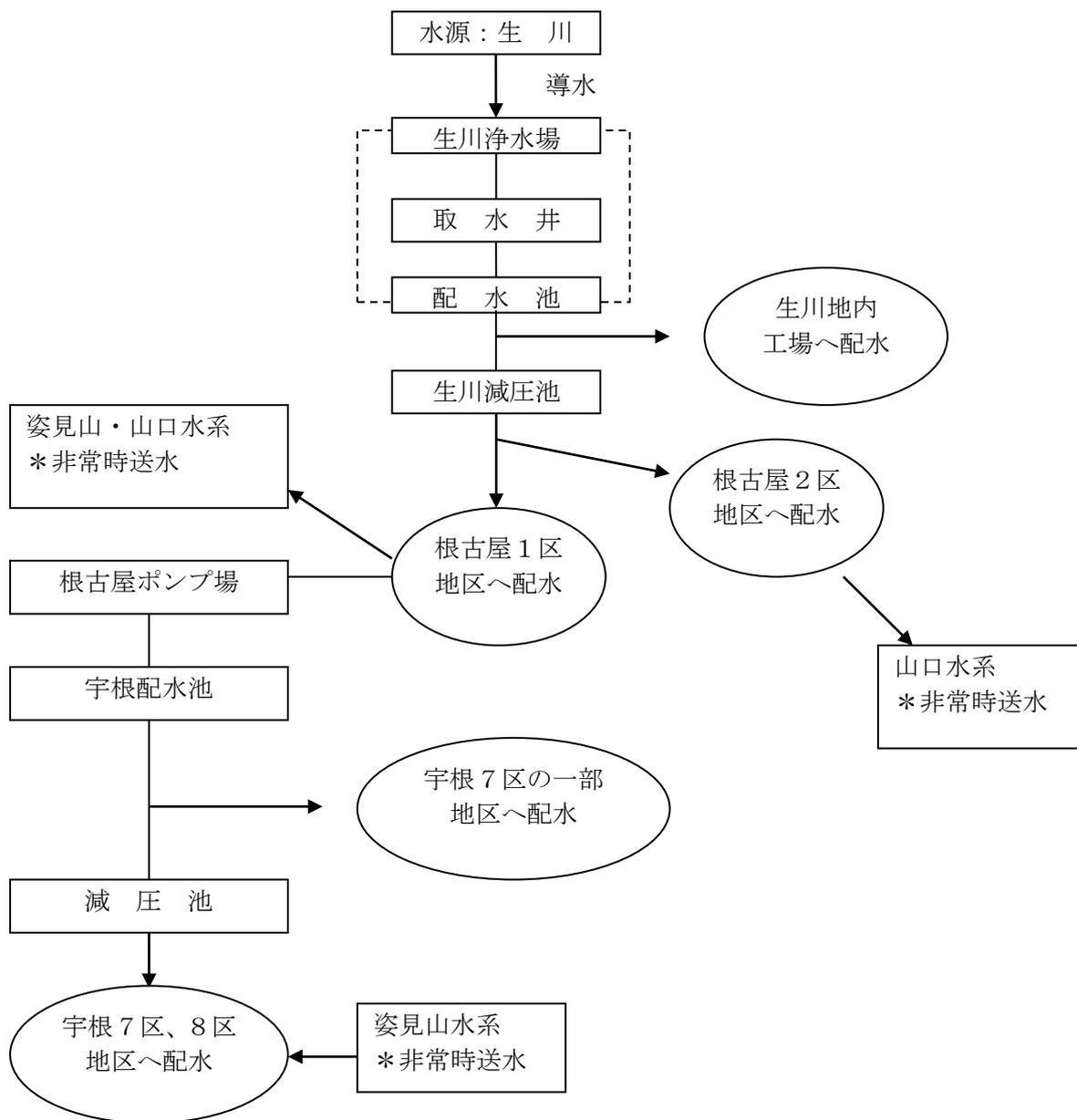
	所 在	水源	浄水処理方法	水質管理対象法	
上 水	寺坂浄水場	大字横瀬6622-2	取水休止		
	生川浄水場	大字横瀬8392	表流水	緩速ろ過池・後塩素処理	水道法
	山口浄水場	大字横瀬749	表流水	緩速ろ過池・後塩素処理	水道法
	姿見山浄水場	大字横瀬3471-1	表流水	緩速ろ過池・前・後塩素処理	水道法
	森下浄水場	大字芦ヶ久保159-1	浅井戸	緩速ろ過池・後塩素処理	水道法
	大畑浄水場	大字芦ヶ久保746-2	表流水	緩速ろ過池・後塩素処理	水道法
	中井浄水場	大字芦ヶ久保1358-8	表流水	緩速ろ過池・後塩素処理	水道法
	初花浄水場	大字芦ヶ久保1628-3	表流水	緩速ろ過池・後塩素処理	水道法

浄水場施設能力

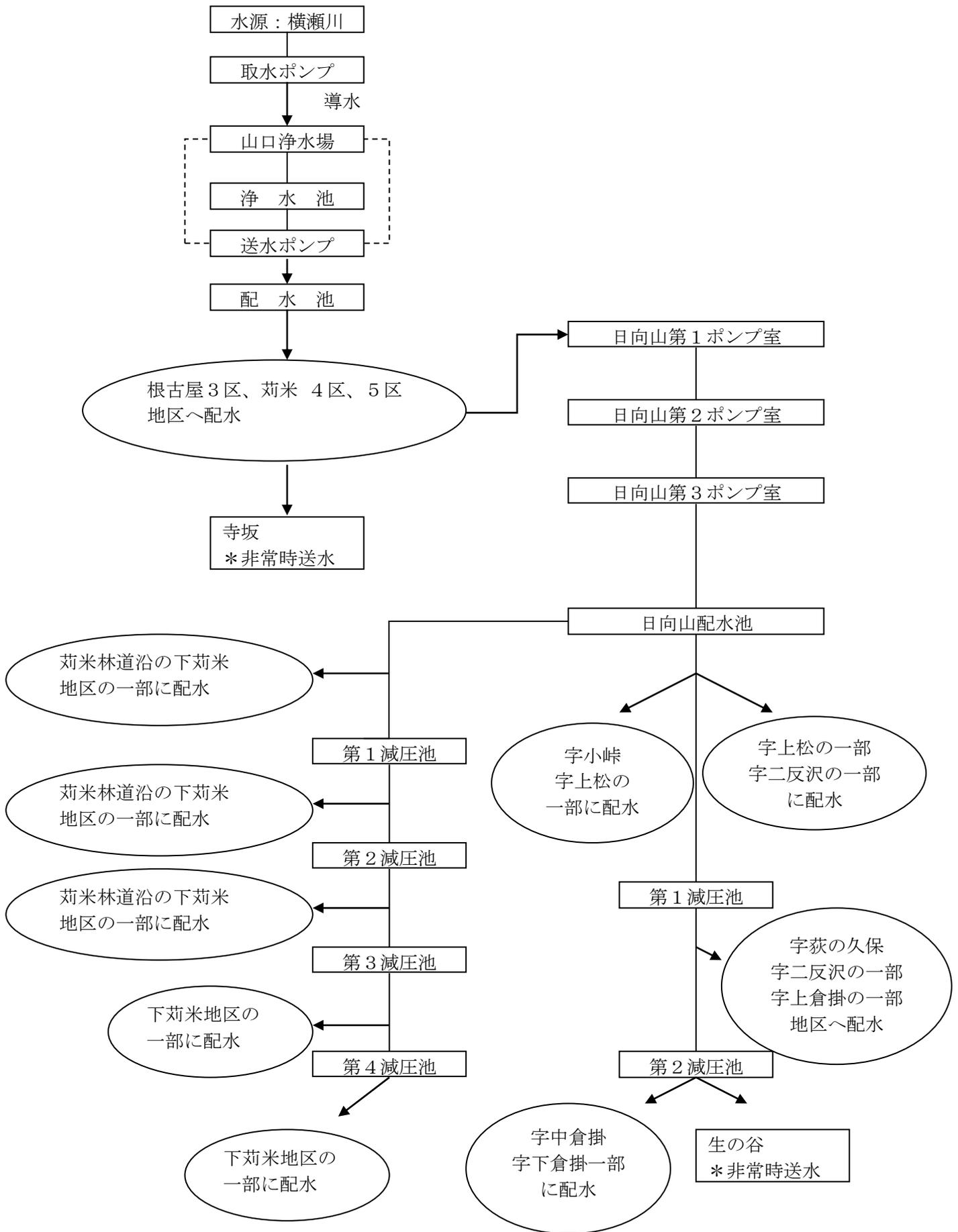
	水利権(m ³ /日)	計画給水人口	取水能力	配水能力
上 水	寺坂浄水場	9,122	462(80)	436(76)
	生川浄水場		450	425
	山口浄水場		1,760	1,660
	姿見山浄水場		8,380	7,547
	森下浄水場		148	130.5
	大畑浄水場		37.5	37.5
	中井浄水場		29.0	26.0
	初花浄水場		7.8	7.8
合 計	11256.8 (10874.8)	9,122	10,876.8 (10,494.8)	10,269.8(9,909.8)

* ()は、かんがい期

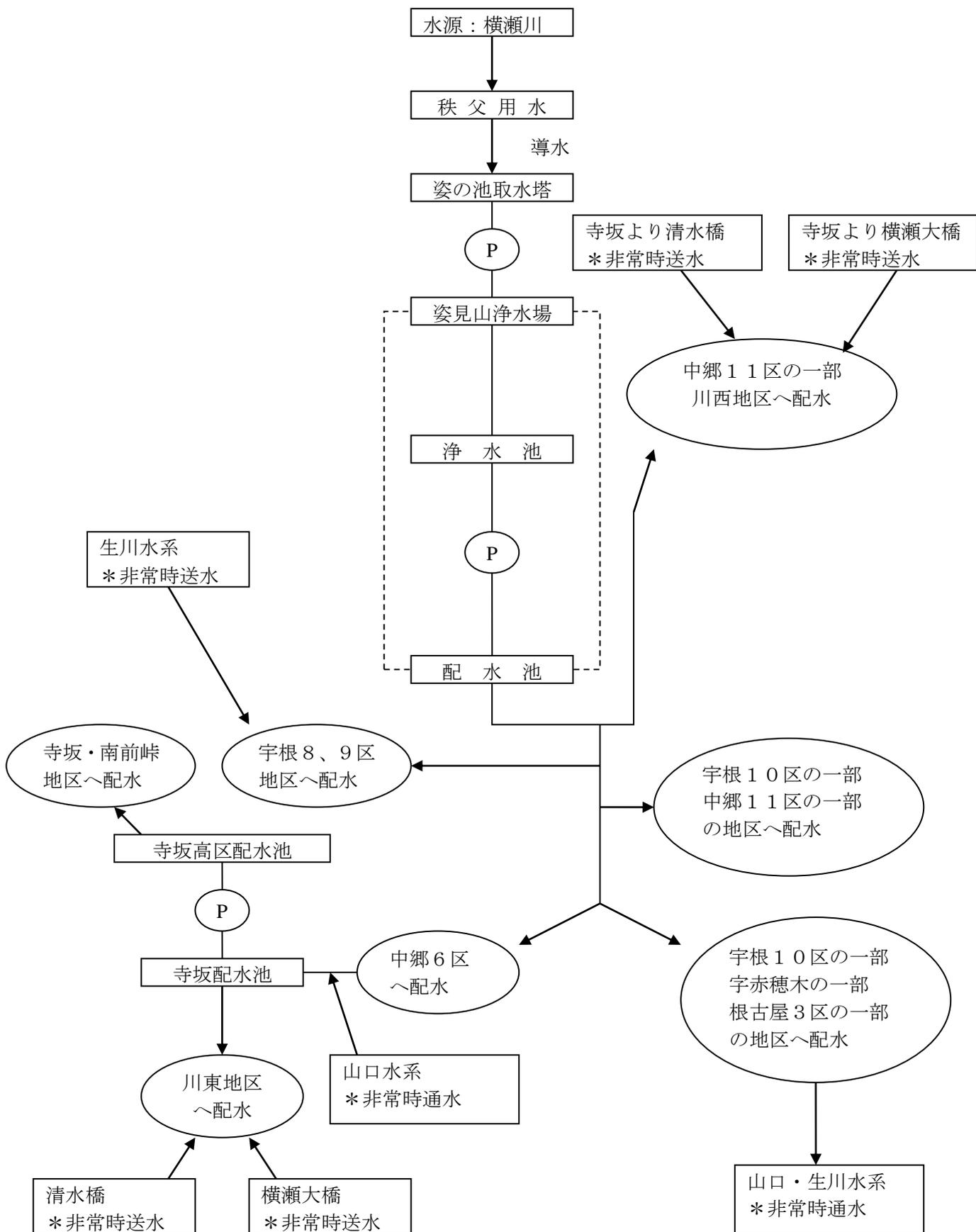
生川浄水場（水道局 横瀬事務所）配水系統図（荒川水系 生川水源）



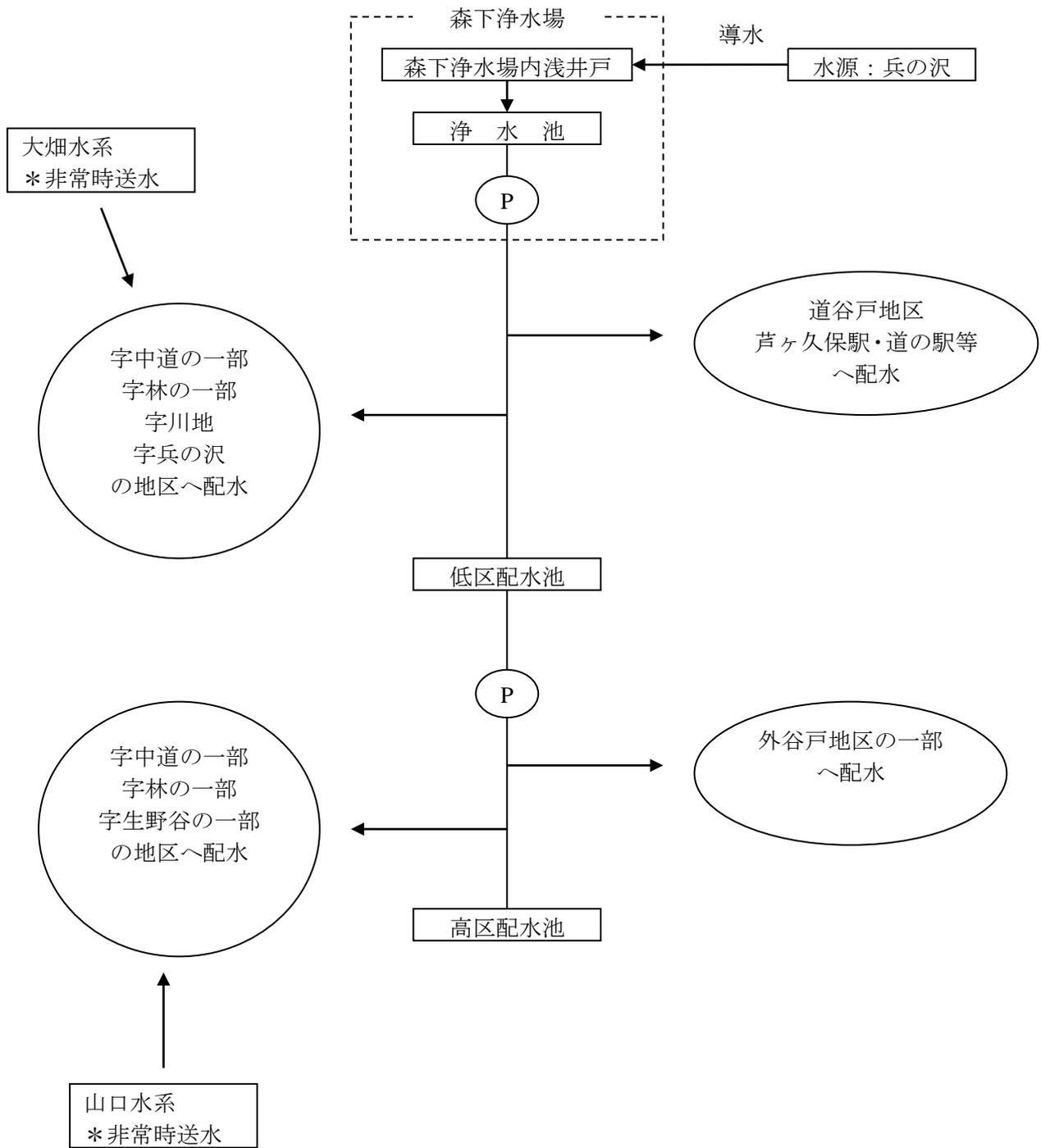
山口浄水場（水道局 横瀬事務所）配水系統図（荒川水系 横瀬川水源）



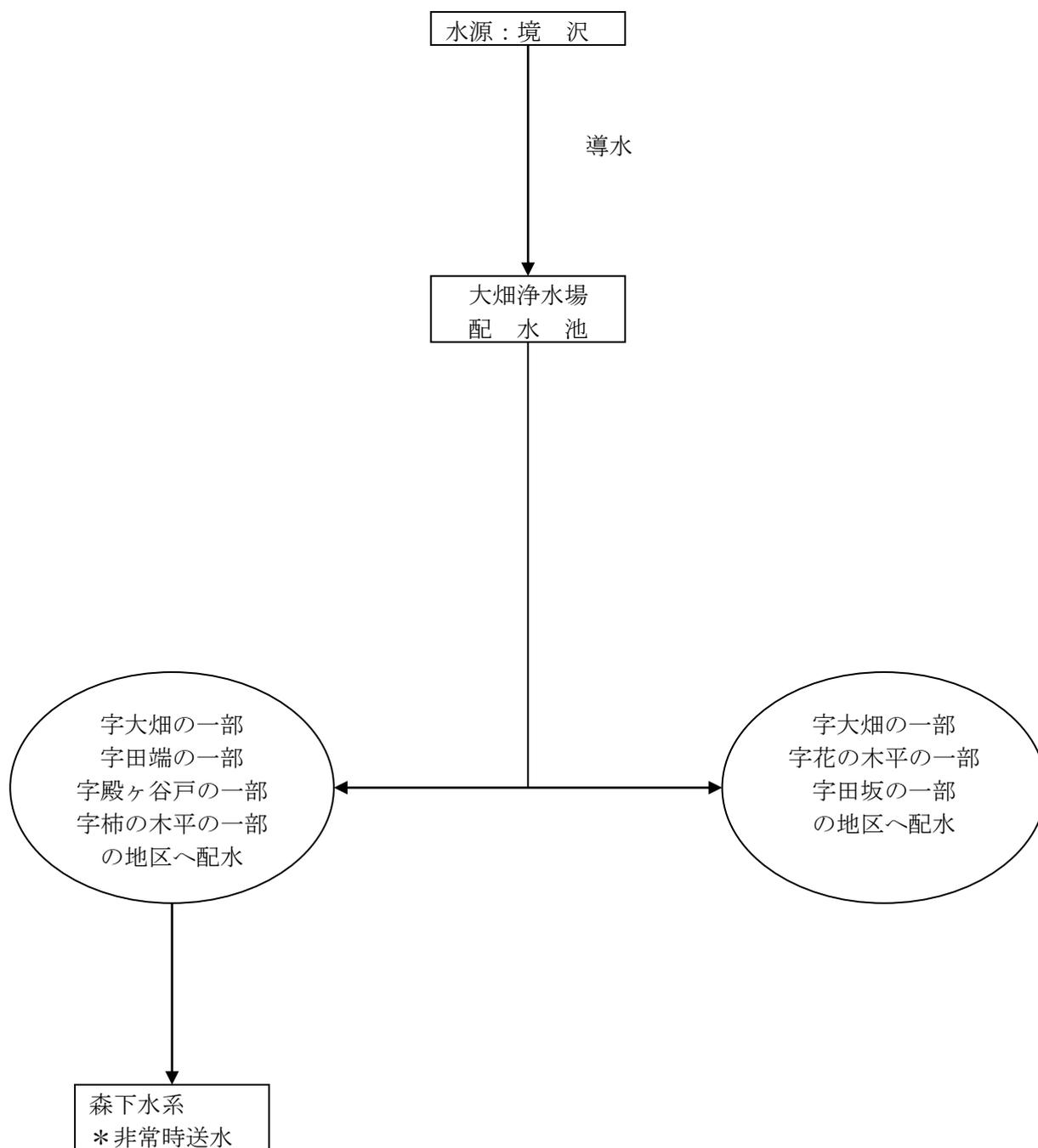
姿見山浄水場（水道局 横瀬事務所）配水系統図（荒川水系 横瀬川水源）



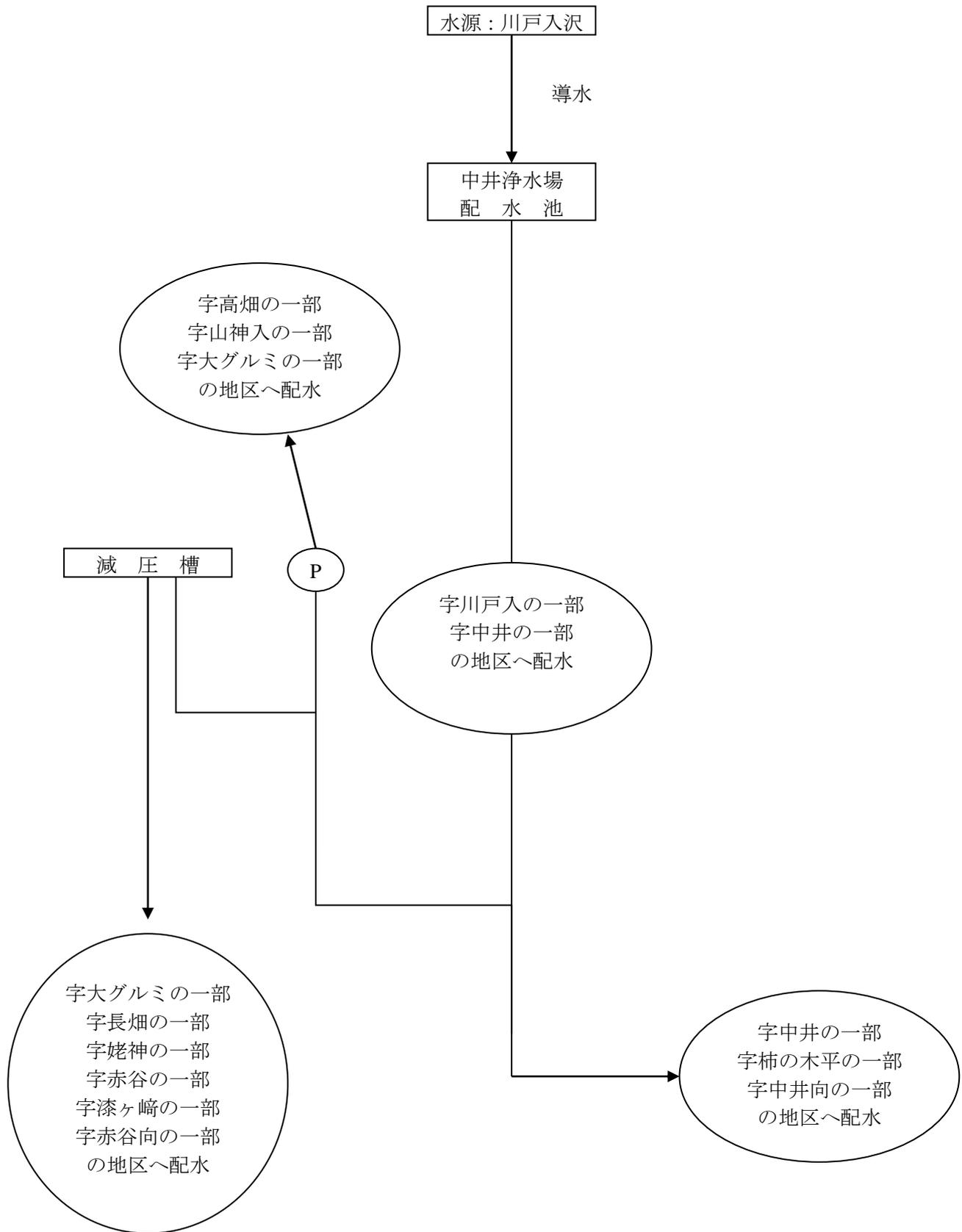
森下浄水場（水道局 横瀬事務所）配水系統図（浄水場内浅井戸水源）



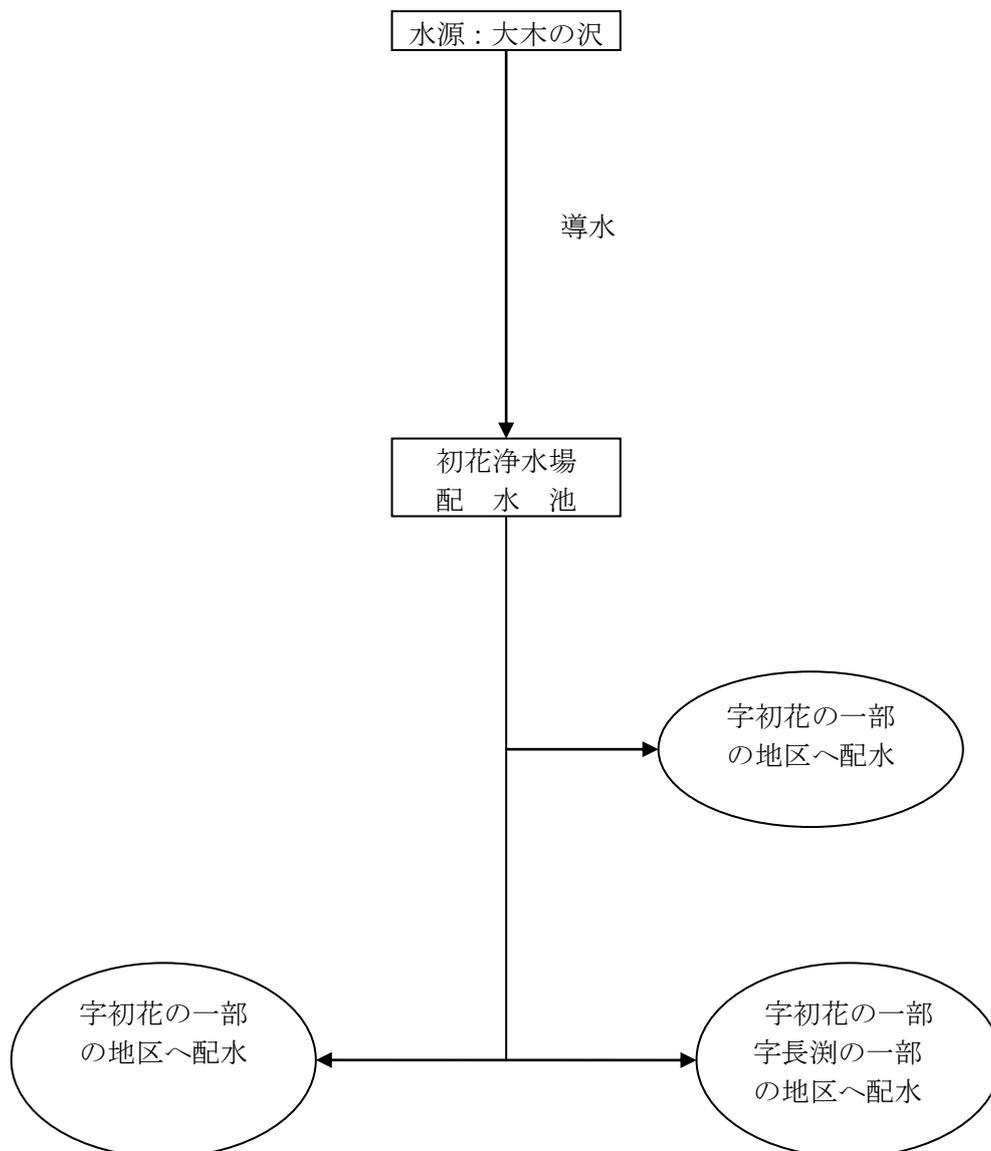
大畑浄水場（水道局 横瀬事務所）配水系統図（荒川水系 境沢水源）



中井浄水場（水道局 横瀬事務所）配水系統図（荒川水系 川戸入沢水源）



初花浄水場（水道局 横瀬事務所）配水系統図（荒川水系 大木の沢水源）



4 原水及び浄水の水質状況

水道原水の状況として、原水において留意すべき事項及び水質管理上注目しなければならない事項を示しました。

原水の状況

浄水場の名称	留意すべき事項	対象項目	対処方法
上 水 生川浄水場 山口浄水場 姿見山浄水場 森下浄水場 大畑浄水場 中井浄水場 初花浄水場	耕作地等による無機肥料の使用 原水(地質由来)に含まれる物質 降雨による濁水	濁度 硝酸・亜硝酸 硬度	原水調整池(沈殿地)の活用

安全でおいしい水をお届けするため、各浄水場では、原水の汚染要因を踏まえて適正な浄水処理を徹底して行っています。

これまでの検査結果によると、各浄水場の水道水は水質基準(別添)をすべて満たしています。

5 水質検査項目、採水地点、採水頻度

(1) 給水栓

各配水系統ごとに給水栓で実施します。

水系別	採水地点
上 水	生川浄水場 1区 コミュニティ広場
	山口浄水場 3区 コミュニティ広場
	姿見山浄水場 12区 横瀬町民グラウンド
	森下浄水場 18区 低区配水池内水栓
	大畑浄水場 20区 旧芦ヶ久保小学校水質検査用水栓
	中井浄水場 22区 消防団第5分団詰所外水栓
	初花浄水場 22区 消火栓内水質検査用水栓

(2) 水源

安全で良質な水道水を供給するための浄水処理に水源水質が影響を与えるため、原水が浄水場内に導入された着水池(生川・山口・姿見山・大畑・中井・初花浄水場)及び浅井戸(森下浄水場)で実施します。

水質検査項目及び採水頻度

(1)検査項目

①給水栓における1日に1回の浄水検査項目(自己検査)

下記3項目については、原則として1日に1回検査を行います。

色、濁り、残留塩素

②給水栓における1ヶ月に1回の浄水検査項目(委託検査)

下記9項目(省略不可能項目)については1ヶ月に1回検査を行います。

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度

③給水栓における3ヶ月に1回の浄水検査項目(委託検査)

消毒副生成物の12項目、新規項目及び省略不可能項目については、概ね3ヶ月に1回検査を行います。

③-1 消毒副生成物12項目

シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド

③-2 省略不可能の項目

省略可能項目(30項目)のうち、過去の検出状況(過去3ヶ年の検査結果が基準値の1/5を超過した項目)により判断し、省略が不可能な項目

ただし、基準項目のうち省略可能項目(30項目)については、過去の検査結果が水質基準値の2分の1を超えたことがなく、原水や水源及び周囲の状況等を踏まえて検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、検査を省略することが出来ますが、水質が良好で安全であることを確認するため、1年に1回検査を実施します。

④水源における原水検査(委託検査)

基準項目から消毒副生成物及び味を除いた39項目については、1年に1回検査を行います。

また、クリプトスポリジウム等汚染の可能性を判断するため、クリプトスポリジウム等及び指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)検査を実施します。

(2) 検査頻度

検査頻度については、別添(水質検査計画表)のとおり行います。

生川浄水場水質検査計画(原水)

水質基準項目		検査計画											水道法に基づく検査頻度					
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	検査実施回数	設定理由	省略可否	検査頻度(回数/年間)	
1	一般細菌							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
2	大腸菌							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
3	カドミウム及びその化合物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
4	水銀及びその化合物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
5	セレン及びその化合物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
6	鉛及びその化合物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
7	ヒ素及びその化合物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
8	六価クロム化合物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
9	亜硝酸態窒素							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
10	シアン化物イオン及び塩化シアン							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
12	フッ素及びその化合物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
13	ホウ素及びその化合物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
14	四塩化炭素							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
15	1,4-ジオキサン							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
17	ジクロロメタン							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
18	テトラクロロエチレン							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
19	トリクロロエチレン							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
20	ベンゼン							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
21	塩素酸														—	—	—	—
22	クロロ酢酸														—	—	—	—
23	クロロホルム														—	—	—	—
24	ジクロロ酢酸														—	—	—	—
25	ジブロモクロロメタン														—	—	—	—
26	臭素酸														—	—	—	—
27	総トリハロメタン														—	—	—	—
28	トリクロロ酢酸														—	—	—	—
29	ブロモジクロロメタン														—	—	—	—
30	ブロモホルム														—	—	—	—
31	ホルムアルデヒド														—	—	—	—
32	亜鉛及びその化合物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
33	アルミニウム及びその化合物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
34	鉄及びその化合物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
35	銅及びその化合物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
36	ナトリウム及びその化合物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
37	マンガン及びその化合物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
38	塩化物イオン							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
40	蒸発残留物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
41	陰イオン界面活性剤							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
42	ジェオスミン							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
43	2-メチルイソボルネオール							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
44	非イオン界面活性剤							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
45	フェノール類							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
47	pH値							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
48	味														—	—	—	—
49	臭気							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
50	色度							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
51	濁度							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
	大腸菌(定性)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	安全性確認		
	嫌気性芽胞菌(定量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	安全性確認		
	クリプトスポリジウム(定量)		○			○			○				○		4回/年	安全性確認		

山口浄水場水質検査計画(原水)

水質基準項目		検査計画											水道法に基づく検査頻度				
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	検査実施回数	設定理由	省略可否	検査頻度(回数/年間)
1	一般細菌							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
2	大腸菌							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
3	カドミウム及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
4	水銀及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
5	セレン及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
6	鉛及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
7	ヒ素及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
8	六価クロム化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
9	亜硝酸態窒素							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
10	シアン化物イオン及び塩化シアン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
12	フッ素及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
13	ホウ素及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
14	四塩化炭素							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
15	1,4-ジオキサン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
17	ジクロロメタン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
18	テトラクロロエチレン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
19	トリクロロエチレン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
20	ベンゼン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
21	塩素酸													—	—	—	—
22	クロロ酢酸													—	—	—	—
23	クロロホルム													—	—	—	—
24	ジクロロ酢酸													—	—	—	—
25	ジブロモクロロメタン													—	—	—	—
26	臭素酸													—	—	—	—
27	総トリハロメタン													—	—	—	—
28	トリクロロ酢酸													—	—	—	—
29	ブロモジクロロメタン													—	—	—	—
30	ブロモホルム													—	—	—	—
31	ホルムアルデヒド													—	—	—	—
32	亜鉛及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
33	アルミニウム及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
34	鉄及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
35	銅及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
36	ナトリウム及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
37	マンガン及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
38	塩化物イオン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
40	蒸発残留物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
41	陰イオン界面活性剤							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
42	ジェオスミン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
43	2-メチルイソボルネオール							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
44	非イオン界面活性剤							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
45	フェノール類							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
47	pH値							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
48	味													—	—	—	—
49	臭気							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
50	色度							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
51	濁度							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
	大腸菌(定性)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	安全性確認		
	嫌気性芽胞菌(定量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	安全性確認		
	クリプトスポリジウム(定量)		○			○			○			○		4回/年	安全性確認		

姿見山浄水場水質検査計画(原水)

水質基準項目		検査計画											水道法に基づく検査頻度				
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	検査実施回数	設定理由	省略可否	検査頻度(回数/年間)
1	一般細菌							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
2	大腸菌							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
3	カドミウム及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
4	水銀及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
5	セレン及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
6	鉛及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
7	ヒ素及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
8	六価クロム化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
9	亜硝酸態窒素							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
10	シアン化物イオン及び塩化シアン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
12	フッ素及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
13	ホウ素及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
14	四塩化炭素							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
15	1,4-ジオキサン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
17	ジクロロメタン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
18	テトラクロロエチレン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
19	トリクロロエチレン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
20	ベンゼン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
21	塩素酸													—	—	—	—
22	クロロ酢酸													—	—	—	—
23	クロロホルム													—	—	—	—
24	ジクロロ酢酸													—	—	—	—
25	ジブロモクロロメタン													—	—	—	—
26	臭素酸													—	—	—	—
27	総トリハロメタン													—	—	—	—
28	トリクロロ酢酸													—	—	—	—
29	ブロモジクロロメタン													—	—	—	—
30	ブロモホルム													—	—	—	—
31	ホルムアルデヒド													—	—	—	—
32	亜鉛及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
33	アルミニウム及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
34	鉄及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
35	銅及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
36	ナトリウム及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
37	マンガン及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
38	塩化物イオン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
40	蒸発残留物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
41	陰イオン界面活性剤							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
42	ジェオスミン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
43	2-メチルイソボルネオール							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
44	非イオン界面活性剤							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
45	フェノール類							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
47	pH値							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
48	味													—	—	—	—
49	臭気							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
50	色度							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
51	濁度							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
	大腸菌(定性)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	安全性確認		
	嫌気性芽胞菌(定量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	安全性確認		
	クリプトスポリジウム(定量)								○					1回/年	安全性確認		

森下浄水場水質検査計画(原水)

水質基準項目		検査計画											水道法に基づく検査頻度					
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	検査実施回数	設定理由	省略可否	検査頻度(回数/年間)	
1	一般細菌							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
2	大腸菌							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
3	カドミウム及びその化合物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
4	水銀及びその化合物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
5	セレン及びその化合物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
6	鉛及びその化合物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
7	ヒ素及びその化合物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
8	六価クロム化合物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
9	亜硝酸態窒素							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
10	シアン化物イオン及び塩化シアン							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
12	フッ素及びその化合物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
13	ホウ素及びその化合物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
14	四塩化炭素							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
15	1,4-ジオキサン							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
17	ジクロロメタン							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
18	テトラクロロエチレン							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
19	トリクロロエチレン							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
20	ベンゼン							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
21	塩素酸														—	—	—	—
22	クロロ酢酸														—	—	—	—
23	クロロホルム														—	—	—	—
24	ジクロロ酢酸														—	—	—	—
25	ジブロモクロロメタン														—	—	—	—
26	臭素酸														—	—	—	—
27	総トリハロメタン														—	—	—	—
28	トリクロロ酢酸														—	—	—	—
29	ブロモジクロロメタン														—	—	—	—
30	ブロモホルム														—	—	—	—
31	ホルムアルデヒド														—	—	—	—
32	亜鉛及びその化合物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
33	アルミニウム及びその化合物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
34	鉄及びその化合物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
35	銅及びその化合物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
36	ナトリウム及びその化合物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
37	マンガン及びその化合物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
38	塩化物イオン							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
40	蒸発残留物							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
41	陰イオン界面活性剤							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
42	ジェオスミン							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
43	2-メチルイソボルネオール							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
44	非イオン界面活性剤							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
45	フェノール類							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
47	pH値							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
48	味														—	—	—	—
49	臭気							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
50	色度							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
51	濁度							○							1回/年	—	不可	1回/年以上
	大腸菌(定性)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	安全性確認		
	嫌気性芽胞菌(定量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	安全性確認		
	クリプトスポリジウム(定量)		○			○			○				○		4回/年	安全性確認		

大畑浄水場水質検査計画(原水)

水質基準項目		検査計画											水道法に基づく検査頻度				
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	検査実施回数	設定理由	省略可否	検査頻度(回数/年間)
1	一般細菌							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
2	大腸菌							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
3	カドミウム及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
4	水銀及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
5	セレン及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
6	鉛及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
7	ヒ素及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
8	六価クロム化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
9	亜硝酸態窒素							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
10	シアン化物イオン及び塩化シアン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
12	フッ素及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
13	ホウ素及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
14	四塩化炭素							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
15	1,4-ジオキサン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
17	ジクロロメタン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
18	テトラクロロエチレン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
19	トリクロロエチレン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
20	ベンゼン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
21	塩素酸													—	—	—	—
22	クロロ酢酸													—	—	—	—
23	クロロホルム													—	—	—	—
24	ジクロロ酢酸													—	—	—	—
25	ジブロモクロロメタン													—	—	—	—
26	臭素酸													—	—	—	—
27	総トリハロメタン													—	—	—	—
28	トリクロロ酢酸													—	—	—	—
29	ブロモジクロロメタン													—	—	—	—
30	ブロモホルム													—	—	—	—
31	ホルムアルデヒド													—	—	—	—
32	亜鉛及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
33	アルミニウム及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
34	鉄及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
35	銅及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
36	ナトリウム及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
37	マンガン及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
38	塩化物イオン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
40	蒸発残留物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
41	陰イオン界面活性剤							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
42	ジェオスミン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
43	2-メチルイソボルネオール							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
44	非イオン界面活性剤							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
45	フェノール類							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
47	pH値							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
48	味													—	—	—	—
49	臭気							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
50	色度							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
51	濁度							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
	大腸菌(定性)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	安全性確認		
	嫌気性芽胞菌(定量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	安全性確認		
	クリプトスポリジウム(定量)		○			○			○			○		4回/年	安全性確認		

中井浄水場水質検査計画(原水)

水質基準項目		検査計画											水道法に基づく検査頻度				
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	検査実施回数	設定理由	省略可否	検査頻度(回数/年間)
1	一般細菌							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
2	大腸菌							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
3	カドミウム及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
4	水銀及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
5	セレン及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
6	鉛及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
7	ヒ素及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
8	六価クロム化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
9	亜硝酸態窒素							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
10	シアン化物イオン及び塩化シアン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
12	フッ素及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
13	ホウ素及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
14	四塩化炭素							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
15	1,4-ジオキサン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
17	ジクロロメタン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
18	テトラクロロエチレン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
19	トリクロロエチレン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
20	ベンゼン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
21	塩素酸													—	—	—	—
22	クロロ酢酸													—	—	—	—
23	クロロホルム													—	—	—	—
24	ジクロロ酢酸													—	—	—	—
25	ジブロモクロロメタン													—	—	—	—
26	臭素酸													—	—	—	—
27	総トリハロメタン													—	—	—	—
28	トリクロロ酢酸													—	—	—	—
29	ブロモジクロロメタン													—	—	—	—
30	ブロモホルム													—	—	—	—
31	ホルムアルデヒド													—	—	—	—
32	亜鉛及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
33	アルミニウム及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
34	鉄及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
35	銅及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
36	ナトリウム及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
37	マンガン及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
38	塩化物イオン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
40	蒸発残留物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
41	陰イオン界面活性剤							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
42	ジェオスミン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
43	2-メチルイソボルネオール							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
44	非イオン界面活性剤							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
45	フェノール類							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
47	pH値							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
48	味													—	—	—	—
49	臭気							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
50	色度							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
51	濁度							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
	大腸菌(定性)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	安全性確認		
	嫌気性芽胞菌(定量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	安全性確認		
	クリプトスポリジウム(定量)		○			○			○				○	4回/年	安全性確認		

初花浄水場水質検査計画(原水)

水質基準項目		検査計画											水道法に基づく検査頻度				
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	検査実施回数	設定理由	省略可否	検査頻度(回数/年間)
1	一般細菌							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
2	大腸菌							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
3	カドミウム及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
4	水銀及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
5	セレン及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
6	鉛及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
7	ヒ素及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
8	六価クロム化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
9	亜硝酸態窒素							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
10	シアン化物イオン及び塩化シアン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
12	フッ素及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
13	ホウ素及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
14	四塩化炭素							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
15	1,4-ジオキサン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
17	ジクロロメタン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
18	テトラクロロエチレン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
19	トリクロロエチレン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
20	ベンゼン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
21	塩素酸													—	—	—	—
22	クロロ酢酸													—	—	—	—
23	クロロホルム													—	—	—	—
24	ジクロロ酢酸													—	—	—	—
25	ジブロモクロロメタン													—	—	—	—
26	臭素酸													—	—	—	—
27	総トリハロメタン													—	—	—	—
28	トリクロロ酢酸													—	—	—	—
29	ブロモジクロロメタン													—	—	—	—
30	ブロモホルム													—	—	—	—
31	ホルムアルデヒド													—	—	—	—
32	亜鉛及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
33	アルミニウム及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
34	鉄及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
35	銅及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
36	ナトリウム及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
37	マンガン及びその化合物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
38	塩化物イオン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
40	蒸発残留物							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
41	陰イオン界面活性剤							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
42	ジェオスミン							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
43	2-メチルイソボルネオール							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
44	非イオン界面活性剤							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
45	フェノール類							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
47	pH値							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
48	味													—	—	—	—
49	臭気							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
50	色度							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
51	濁度							○						1回/年	—	不可	1回/年以上
	大腸菌(定性)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	安全性確認		
	嫌気性芽胞菌(定量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	安全性確認		
	クリプトスポリジウム(定量)								○					1回/年	安全性確認		

生川浄水場水質検査計画(浄水)

水質基準項目		検査計画												水道法に基づく検査頻度			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	検査実施回数	設定理由	省略可否	検査頻度(回数/年間)
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
4	水銀及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
5	セレン及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
6	鉛及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
7	ヒ素及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
8	六価クロム化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
9	亜硝酸態窒素						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素						○							1回/年	評価1	可	4回/年
12	フッ素及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
13	ホウ素及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
14	四塩化炭素						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
15	1,4-ジオキサン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
17	ジクロロメタン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
18	テトラクロロエチレン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
19	トリクロロエチレン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
20	ベンゼン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
21	塩素酸			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
23	クロロホルム			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
26	臭素酸			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
30	ブロモホルム			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
32	亜鉛及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
33	アルミニウム及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
34	鉄及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
35	銅及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
36	ナトリウム及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
37	マンガン及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)						○							1回/年	評価1	可	4回/年
40	蒸発残留物						○							1回/年	評価1	可	4回/年
41	陰イオン界面活性剤						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
42	ジェオスミン						○							1回/年	安全性確認	可	原因藻類発生時期に実施
43	2-メチルイソボルネオール						○							1回/年	安全性確認	可	
44	非イオン界面活性剤						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
45	フェノール類						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月

※ 設定理由における評価1とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の10分の1を超過していることを示す。

※ 設定理由における評価2とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の5分の1を超過していることを示す。

山口浄水場水質検査計画(浄水)

水質基準項目		検査計画												水道法に基づく検査頻度			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	検査実施回数	設定理由	省略可否	検査頻度(回数/年間)
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
4	水銀及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
5	セレン及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
6	鉛及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
7	ヒ素及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
8	六価クロム化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
9	亜硝酸態窒素						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○						○	4回/年	—	不可	4回/年
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素						○							1回/年	評価1	可	4回/年
12	フッ素及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
13	ホウ素及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
14	四塩化炭素						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
15	1,4-ジオキサン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
17	ジクロロメタン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
18	テトラクロロエチレン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
19	トリクロロエチレン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
20	ベンゼン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
21	塩素酸			○			○						○	4回/年	—	不可	4回/年
22	クロロ酢酸			○			○						○	4回/年	—	不可	4回/年
23	クロロホルム			○			○						○	4回/年	—	不可	4回/年
24	ジクロロ酢酸			○			○						○	4回/年	—	不可	4回/年
25	ジブロモクロロメタン			○			○						○	4回/年	—	不可	4回/年
26	臭素酸			○			○						○	4回/年	—	不可	4回/年
27	総トリハロメタン			○			○						○	4回/年	—	不可	4回/年
28	トリクロロ酢酸			○			○						○	4回/年	—	不可	4回/年
29	ブロモジクロロメタン			○			○						○	4回/年	—	不可	4回/年
30	ブロモホルム			○			○						○	4回/年	—	不可	4回/年
31	ホルムアルデヒド			○			○						○	4回/年	—	不可	4回/年
32	亜鉛及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
33	アルミニウム及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
34	鉄及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
35	銅及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
36	ナトリウム及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
37	マンガン及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○			○						○	4回/年	評価2	可	4回/年
40	蒸発残留物			○			○						○	4回/年	評価2	可	4回/年
41	陰イオン界面活性剤						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
42	ジェオスミン						○							1回/年	安全性確認	可	原因藻類発生時期に実施
43	2-メチルイソボルネオール						○							1回/年	安全性確認	可	
44	非イオン界面活性剤						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
45	フェノール類						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月

※ 設定理由における評価1とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の10分の1を超過していることを示す。

※ 設定理由における評価2とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の5分の1を超過していることを示す。

姿見山浄水場水質検査計画(浄水)

水質基準項目		検査計画												水道法に基づく検査頻度			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	検査実施回数	設定理由	省略可否	検査頻度(回数/年間)
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
4	水銀及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
5	セレン及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
6	鉛及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
7	ヒ素及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
8	六価クロム化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
9	亜硝酸態窒素						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○						○	4回/年	—	不可	4回/年
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素						○							1回/年	評価1	可	4回/年
12	フッ素及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
13	ホウ素及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
14	四塩化炭素						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
15	1,4-ジオキサン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
17	ジクロロメタン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
18	テトラクロロエチレン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
19	トリクロロエチレン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
20	ベンゼン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
21	塩素酸			○			○						○	4回/年	—	不可	4回/年
22	クロロ酢酸			○			○						○	4回/年	—	不可	4回/年
23	クロロホルム			○			○						○	4回/年	—	不可	4回/年
24	ジクロロ酢酸			○			○						○	4回/年	—	不可	4回/年
25	ジブロモクロロメタン			○			○						○	4回/年	—	不可	4回/年
26	臭素酸			○			○						○	4回/年	—	不可	4回/年
27	総トリハロメタン			○			○						○	4回/年	—	不可	4回/年
28	トリクロロ酢酸			○			○						○	4回/年	—	不可	4回/年
29	ブロモジクロロメタン			○			○						○	4回/年	—	不可	4回/年
30	ブロモホルム			○			○						○	4回/年	—	不可	4回/年
31	ホルムアルデヒド			○			○						○	4回/年	—	不可	4回/年
32	亜鉛及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
33	アルミニウム及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
34	鉄及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
35	銅及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
36	ナトリウム及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
37	マンガン及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○			○						○	4回/年	評価2	可	4回/年
40	蒸発残留物			○			○						○	4回/年	評価2	可	4回/年
41	陰イオン界面活性剤						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
42	ジェオスミン						○							1回/年	安全性確認	可	原因藻類発生時期に実施
43	2-メチルイソボルネオール						○							1回/年	安全性確認	可	
44	非イオン界面活性剤						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
45	フェノール類						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月

※ 設定理由における評価1とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の10分の1を超過していることを示す。

※ 設定理由における評価2とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の5分の1を超過していることを示す。

森下浄水場水質検査計画(浄水)

水質基準項目		検査計画												水道法に基づく検査頻度			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	検査実施回数	設定理由	省略可否	検査頻度(回数/年間)
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
4	水銀及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
5	セレン及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
6	鉛及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
7	ヒ素及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
8	六価クロム化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
9	亜硝酸態窒素						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素						○							1回/年	評価1	可	4回/年
12	フッ素及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
13	ホウ素及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
14	四塩化炭素						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
15	1,4-ジオキサン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
17	ジクロロメタン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
18	テトラクロロエチレン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
19	トリクロロエチレン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
20	ベンゼン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
21	塩素酸			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
23	クロロホルム			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
26	臭素酸			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
30	ブロモホルム			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
32	亜鉛及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
33	アルミニウム及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
34	鉄及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
35	銅及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
36	ナトリウム及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
37	マンガン及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○			○			○			○	4回/年	評価2	可	4回/年
40	蒸発残留物			○			○			○			○	4回/年	評価2	可	4回/年
41	陰イオン界面活性剤						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
42	ジェオスミン						○							1回/年	安全性確認	可	原因藻類発生時期に実施
43	2-メチルイソボルネオール						○							1回/年	安全性確認	可	
44	非イオン界面活性剤						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
45	フェノール類						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月

※ 設定理由における評価1とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の10分の1を超過していることを示す。

※ 設定理由における評価2とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の5分の1を超過していることを示す。

大畑浄水場水質検査計画(浄水)

水質基準項目		検査計画												水道法に基づく検査頻度			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	検査実施回数	設定理由	省略可否	検査頻度(回数/年間)
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
4	水銀及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
5	セレン及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
6	鉛及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
7	ヒ素及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
8	六価クロム化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
9	亜硝酸態窒素						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○					○		4回/年	—	不可	4回/年
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○					○		4回/年	評価2	可	4回/年
12	フッ素及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
13	ホウ素及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
14	四塩化炭素						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
15	1,4-ジオキサン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
17	ジクロロメタン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
18	テトラクロロエチレン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
19	トリクロロエチレン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
20	ベンゼン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
21	塩素酸			○			○					○		4回/年	—	不可	4回/年
22	クロロ酢酸			○			○					○		4回/年	—	不可	4回/年
23	クロロホルム			○			○					○		4回/年	—	不可	4回/年
24	ジクロロ酢酸			○			○					○		4回/年	—	不可	4回/年
25	ジブロモクロロメタン			○			○					○		4回/年	—	不可	4回/年
26	臭素酸			○			○					○		4回/年	—	不可	4回/年
27	総トリハロメタン			○			○					○		4回/年	—	不可	4回/年
28	トリクロロ酢酸			○			○					○		4回/年	—	不可	4回/年
29	ブロモジクロロメタン			○			○					○		4回/年	—	不可	4回/年
30	ブロモホルム			○			○					○		4回/年	—	不可	4回/年
31	ホルムアルデヒド			○			○					○		4回/年	—	不可	4回/年
32	亜鉛及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
33	アルミニウム及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
34	鉄及びその化合物			○			○					○		4回/年	評価2	可	4回/年
35	銅及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
36	ナトリウム及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
37	マンガン及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○			○					○		4回/年	評価2	可	4回/年
40	蒸発残留物						○							1回/年	評価1	可	4回/年
41	陰イオン界面活性剤						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
42	ジェオスミン						○							1回/年	安全性確認	可	原因藻類発生時期に実施
43	2-メチルイソボルネオール						○							1回/年	安全性確認	可	
44	非イオン界面活性剤						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
45	フェノール類						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月

※ 設定理由における評価1とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の10分の1を超過していることを示す。

※ 設定理由における評価2とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の5分の1を超過していることを示す。

中井浄水場水質検査計画(浄水)

水質基準項目		検査計画													水道法に基づく検査頻度		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	検査実施回数	設定理由	省略可否	検査頻度(回数/年間)
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
4	水銀及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
5	セレン及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
6	鉛及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
7	ヒ素及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
8	六価クロム化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
9	亜硝酸態窒素						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素						○							1回/年	評価1	可	4回/年
12	フッ素及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
13	ホウ素及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
14	四塩化炭素						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
15	1,4-ジオキサン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
17	ジクロロメタン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
18	テトラクロロエチレン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
19	トリクロロエチレン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
20	ベンゼン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
21	塩素酸			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
23	クロロホルム			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
26	臭素酸			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
30	ブロモホルム			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
32	亜鉛及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
33	アルミニウム及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
34	鉄及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
35	銅及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
36	ナトリウム及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
37	マンガン及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)						○							1回/年	評価1	可	4回/年
40	蒸発残留物						○							1回/年	評価1	可	4回/年
41	陰イオン界面活性剤						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
42	ジェオスミン						○							1回/年	安全性確認	可	原因藻類発生時期に実施
43	2-メチルイソボルネオール						○							1回/年	安全性確認	可	
44	非イオン界面活性剤						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
45	フェノール類						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月

※ 設定理由における評価1とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の10分の1を超過していることを示す。

※ 設定理由における評価2とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の5分の1を超過していることを示す。

初花浄水場水質検査計画(浄水)

水質基準項目		検査計画												水道法に基づく検査頻度			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	検査実施回数	設定理由	省略可否	検査頻度(回数/年間)
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
4	水銀及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
5	セレン及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
6	鉛及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
7	ヒ素及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
8	六価クロム化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
9	亜硝酸態窒素						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素						○							1回/年	評価1	可	4回/年
12	フッ素及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
13	ホウ素及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
14	四塩化炭素						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
15	1,4-ジオキサン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
17	ジクロロメタン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
18	テトラクロロエチレン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
19	トリクロロエチレン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
20	ベンゼン						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
21	塩素酸			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
23	クロロホルム			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
26	臭素酸			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
30	ブロモホルム			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	4回/年	—	不可	4回/年
32	亜鉛及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
33	アルミニウム及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
34	鉄及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
35	銅及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
36	ナトリウム及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
37	マンガン及びその化合物						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)						○							1回/年	評価1	可	4回/年
40	蒸発残留物						○							1回/年	評価1	可	4回/年
41	陰イオン界面活性剤						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
42	ジェオスミン						○							1回/年	安全性確認	可	原因藻類発生時期に実施
43	2-メチルイソボルネオール						○							1回/年	安全性確認	可	
44	非イオン界面活性剤						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
45	フェノール類						○							1回/年	安全性確認	可	4回/年
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月

※ 設定理由における評価1とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の10分の1を超過していることを示す。

※ 設定理由における評価2とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の5分の1を超過していることを示す。

小 鹿 野 町 エ リ ア

3. 水道施設の概要（小鹿野町エリア）

小鹿野町の各浄水場の施設の概要は、次のとおりです。

浄水場の名称	所在地	水源 河川名	処理方式	処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)
小鹿野 浄水場	小鹿野地内	伏流水 赤平川	急速ろ過 (凝集剤注入)	5, 500
三山 浄水場	三山地内	伏流水 赤平川	緩速ろ過	432
河原沢 浄水場	河原沢地内	伏流水 河原沢川	緩速ろ過	216
倉尾 浄水場	藤倉地内	伏流水 藤倉川	緩速ろ過	299
竹平 浄水場	両神薄地内	伏流水 薄川	緩速ろ過	1, 110
浦島 浄水場	両神薄地内	伏流水 浦島沢	緩速ろ過	
煤川 浄水場	両神小森地内	伏流水 森戸沢	急速ろ過	30

4. 原水及び浄水の水質状況

小鹿野町の水道水は、全て伏流水を水源としています。

水道原水については、各水源上流域における環境汚染等が見受けられず、地質由来の硬度、蒸発残留物が若干多く含まれるものの、年間を通じて水質が良好で安定しています。

しかし、梅雨や台風等、降雨の影響により、濁度や色度が上昇することも考えられることから、水源の水質状況に応じて、凝集沈殿・急速ろ過及び緩速ろ過処理等を導入し、浄水処理を適切に行い、安全で上質な水道水を供給しております。

5. 水質検査項目、採水地点、採水頻度

(1) 採水地点

① 給水栓の採水場所

各浄水場の配水系統ごとに、採水地点をつぎのとおり定めます。

水系名	地区名	採水地点
小鹿野浄水場高区配水地系	小鹿野	腰の根地内
小鹿野浄水場低区配水地系統	下小鹿野	奈倉地内
小鹿野浄水場低区第2配水地系	長留	松井田地内
三山浄水場系	飯田	岩殿沢地内
河原沢浄水場系	三山	皆本地内
倉尾浄水場系	日尾	和田地内
竹平浄水場系	両神薄	長又地内
浦島浄水場系	両神薄	竹平地内
煤川浄水場系	両神小森	煤川下地内
四阿屋山深井戸	両神小森	山居地内

② 原水の採水場所

水源水質を確認するため各浄水場の着水井で採水する。

浄水場名	採水地点	採水場所
小鹿野浄水場	浄水場着水井	小鹿野地内
三山浄水場	浄水場着水井	三山地内
河原沢浄水場	浄水場着水井	河原沢地内
倉尾浄水場	浄水場着水井	藤倉地内
竹平浄水場	浄水場着水井	両神薄地内
浦島浄水場	浄水場着水井	両神薄地内
煤川浄水場	浄水場着水井	両神小森地内

(2) 給水栓の検査項目及び採水頻度

法令（水道法）により検査が義務づけられている、毎日検査、毎月検査、年4回検査について検査を行います。

毎日検査については、給水栓で検査を行うこととされており、色、濁り、消毒の効果（残留塩素）の3項目を行います。

毎月検査及び年4回検査については、給水栓で検査する項目の頻度が項目によって異なりますが、その項目並びに検査の頻度は「別表1～別表7」のとおりです。

また、年4回検査の水質基準51項目のうち、一部の項目については、法令による条件を満たす場合に限り、3年に1回まで検査頻度を減じることができますが、水質が安全であることを確認するため、年1回は全ての検査を実施します。

(3) 原水の検査項目及び採水頻度

原水の水質検査については、適切な浄水処理管理を行ううえで重要であり、全ての水源において、水質基準39項目（水質基準項目のうち明らかに必要でない消毒副生成物等を除いた項目）を年1回検査します。

また、水質基準項目以外でも水質の安全性を確認するため、クリプトスポリジウムの指標として指標菌検査とクリプトスポリジウム（定量）を定期的に検査を実施します。詳細については、「別表8」のとおりです。

別表1 給水栓における水質検査 (小鹿野浄水場系)

水質基準項目		検査計画															水道法に基づく検査頻度		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	検査実施回数	設定理由	省略可	検査頻度(回数/年間)		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
4	水銀及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
5	セレン及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
6	鉛及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
7	ヒ素及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
8	六価クロム化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
9	亜硝酸態窒素					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○										1回/年	評価1	可	4回/年
12	フッ素及びその化合物					○										1回/年	評価1	可	4回/年
13	ホウ素及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
14	四塩化炭素					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
15	1, 4-ジオキサン					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○										1回/年	安全性確認	可	1回/年
17	ジクロロメタン					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
18	テトラクロロエチレン					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
19	トリクロロエチレン					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
20	ベンゼン					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
21	塩素酸		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
22	クロロ酢酸		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
23	クロロホルム		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
24	ジクロロ酢酸		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
25	ジブロモクロロメタン		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
26	臭素酸		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
27	総トリハロメタン		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
28	トリクロロ酢酸		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
29	ブロモジクロロメタン		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
30	ブロモホルム		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
31	ホルムアルデヒド		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
32	亜鉛及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
33	アルミニウム及びその化合物		○			○				○				○		4回/年	評価2	可	4回/年
34	鉄及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
35	銅及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
36	ナトリウム及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
37	マンガン及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		○			○				○				○		4回/年	評価2	可	4回/年
40	蒸発残留物		○			○				○				○		4回/年	評価2	可	4回/年
41	陰イオン界面活性剤					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
42	ジェオスミン					○										1回/年	安全性確認	可	原因藻類発生時期に実施
43	2-メチルイソボルネオール					○										1回/年	安全性確認	可	原因藻類発生時期に実施
44	非イオン界面活性剤					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
45	フェノール類					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月

※ 設定理由における評価1とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の10分の1を超過していることを示す。

※ 設定理由における評価2とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の5分の1を超過していることを示す。

別表2 給水栓における水質検査 (三山浄水場系)

水質基準項目	検査計画															水道法に基づく検査頻度	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	検査実施回数	設定理由	省略可	検査頻度(回数/年間)	
1 一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月	
2 大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月	
3 カドミウム及びその化合物					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年	
4 水銀及びその化合物					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年	
5 セレン及びその化合物					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年	
6 鉛及びその化合物					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年	
7 ヒ素及びその化合物					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年	
8 六価クロム化合物					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年	
9 亜硝酸態窒素					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○							○	4回/年	—	不可	4回/年	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○								1回/年	評価1	可	4回/年	
12 フッ素及びその化合物					○								1回/年	評価1	可	4回/年	
13 ホウ素及びその化合物					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年	
14 四塩化炭素					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年	
15 1, 4-ジオキサン					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○								1回/年	安全性確認	可	1回/年	
17 ジクロロメタン					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年	
18 テトラクロロエチレン					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年	
19 トリクロロエチレン					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年	
20 ベンゼン					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年	
21 塩素酸		○			○							○	4回/年	—	不可	4回/年	
22 クロロ酢酸		○			○							○	4回/年	—	不可	4回/年	
23 クロロホルム		○			○							○	4回/年	—	不可	4回/年	
24 ジクロロ酢酸		○			○							○	4回/年	—	不可	4回/年	
25 ジブromokクロロメタン		○			○							○	4回/年	—	不可	4回/年	
26 臭素酸		○			○							○	4回/年	—	不可	4回/年	
27 総トリハロメタン		○			○							○	4回/年	—	不可	4回/年	
28 トリクロロ酢酸		○			○							○	4回/年	—	不可	4回/年	
29 ブロモジクロロメタン		○			○							○	4回/年	—	不可	4回/年	
30 ブロモホルム		○			○							○	4回/年	—	不可	4回/年	
31 ホルムアルデヒド		○			○							○	4回/年	—	不可	4回/年	
32 亜鉛及びその化合物					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年	
33 アルミニウム及びその化合物					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年	
34 鉄及びその化合物					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年	
35 銅及びその化合物					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年	
36 ナトリウム及びその化合物					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年	
37 マンガン及びその化合物					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年	
38 塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)		○			○							○	4回/年	評価2	可	4回/年	
40 蒸発残留物		○			○							○	4回/年	評価2	可	4回/年	
41 陰イオン界面活性剤					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年	
42 ジェオスミン					○								1回/年	安全性確認	可	原因藻類発生時期に実施	
43 2-メチルイソボルネオール					○								1回/年	安全性確認	可		
44 非イオン界面活性剤					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年	
45 フェノール類					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年	
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月	
47 pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月	
48 味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月	
49 臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月	
50 色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月	
51 濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月	

※ 設定理由における評価1とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の10分の1を超過していることを示す。

※ 設定理由における評価2とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の5分の1を超過していることを示す。

別表3 給水栓における水質検査 (河原沢浄水場系)

水質基準項目		検査計画															水道法に基づく検査頻度		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	検査実施回数	設定理由	省略可	検査頻度(回数/年間)		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
4	水銀及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
5	セレン及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
6	鉛及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
7	ヒ素及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
8	六価クロム化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
9	亜硝酸態窒素					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
12	フッ素及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
13	ホウ素及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
14	四塩化炭素					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
15	1, 4-ジオキサン					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○										1回/年	安全性確認	可	1回/年
17	ジクロロメタン					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
18	テトラクロロエチレン					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
19	トリクロロエチレン					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
20	ベンゼン					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
21	塩素酸		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
22	クロロ酢酸		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
23	クロロホルム		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
24	ジクロロ酢酸		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
25	ジブロモクロロメタン		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
26	臭素酸		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
27	総トリハロメタン		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
28	トリクロロ酢酸		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
29	ブロモジクロロメタン		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
30	ブロモホルム		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
31	ホルムアルデヒド		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
32	亜鉛及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
33	アルミニウム及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
34	鉄及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
35	銅及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
36	ナトリウム及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
37	マンガン及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○										1回/年	評価1	可	4回/年
40	蒸発残留物					○										1回/年	評価1	可	4回/年
41	陰イオン界面活性剤					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
42	ジェオスミン					○										1回/年	安全性確認	可	原因藻類発生時期に実施
43	2-メチルイソボルネオール					○										1回/年	安全性確認	可	
44	非イオン界面活性剤					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
45	フェノール類					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月

※ 設定理由における評価1とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の10分の1を超過していることを示す。

※ 設定理由における評価2とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の5分の1を超過していることを示す。

別表4 給水栓における水質検査 (倉尾浄水場系)

水質基準項目		検査計画															水道法に基づく検査頻度		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	検査実施回数	設定理由	省略可	検査頻度(回数/年間)		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
4	水銀及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
5	セレン及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
6	鉛及びその化合物					○										1回/年	評価1	可	4回/年
7	ヒ素及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
8	六価クロム化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
9	亜硝酸態窒素					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○										1回/年	評価1	可	4回/年
12	フッ素及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
13	ホウ素及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
14	四塩化炭素					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
15	1, 4-ジオキサン					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○										1回/年	安全性確認	可	1回/年
17	ジクロロメタン					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
18	テトラクロロエチレン					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
19	トリクロロエチレン					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
20	ベンゼン					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
21	塩素酸		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
22	クロロ酢酸		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
23	クロロホルム		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
24	ジクロロ酢酸		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
25	ジブロモクロロメタン		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
26	臭素酸		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
27	総トリハロメタン		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
28	トリクロロ酢酸		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
29	ブロモジクロロメタン		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
30	ブロモホルム		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
31	ホルムアルデヒド		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
32	亜鉛及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
33	アルミニウム及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
34	鉄及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
35	銅及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
36	ナトリウム及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
37	マンガン及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○										1回/年	評価1	可	4回/年
40	蒸発残留物					○										1回/年	評価1	可	4回/年
41	陰イオン界面活性剤					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
42	ジェオスミン					○										1回/年	安全性確認	可	原因藻類発生時期に実施
43	2-メチルイソボルネオール					○										1回/年	安全性確認	可	原因藻類発生時期に実施
44	非イオン界面活性剤					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
45	フェノール類					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月

※ 設定理由における評価1とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の10分の1を超過していることを示す。

※ 設定理由における評価2とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の5分の1を超過していることを示す。

別表5 給水栓における水質検査 (竹平浄水場系)

水質基準項目		検査計画															水道法に基づく検査頻度		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	検査実施回数	設定理由	省略可	検査頻度(回数/年間)		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
4	水銀及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
5	セレン及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
6	鉛及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
7	ヒ素及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
8	六価クロム化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
9	亜硝酸態窒素					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○										1回/年	評価1	可	4回/年
12	フッ素及びその化合物					○										1回/年	評価1	可	4回/年
13	ホウ素及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
14	四塩化炭素					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
15	1, 4-ジオキサン					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○										1回/年	安全性確認	可	1回/年
17	ジクロロメタン					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
18	テトラクロロエチレン					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
19	トリクロロエチレン					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
20	ベンゼン					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
21	塩素酸		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
22	クロロ酢酸		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
23	クロロホルム		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
24	ジクロロ酢酸		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
25	ジブromokロロメタン		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
26	臭素酸		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
27	総トリハロメタン		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
28	トリクロロ酢酸		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
29	ブロモジクロロメタン		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
30	ブロモホルム		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
31	ホルムアルデヒド		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
32	亜鉛及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
33	アルミニウム及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
34	鉄及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
35	銅及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
36	ナトリウム及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
37	マンガン及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		○			○				○				○		4回/年	評価2	可	4回/年
40	蒸発残留物		○			○				○				○		4回/年	評価2	可	4回/年
41	陰イオン界面活性剤					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
42	ジェオスミン				○	○	○									3回/年	安全性確認	可	原因藻類発生時期に実施
43	2-メチルイソボルネオール				○	○	○									3回/年	安全性確認	可	原因藻類発生時期に実施
44	非イオン界面活性剤					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
45	フェノール類					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月

※ 設定理由における評価1とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の10分の1を超過していることを示す。

※ 設定理由における評価2とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の5分の1を超過していることを示す。

別表6 給水栓における水質検査 (浦島浄水場系)

水質基準項目		検査計画															水道法に基づく検査頻度		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	検査実施回数	設定理由	省略可	検査頻度(回数/年間)		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
3	カドミウム及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
4	水銀及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
5	セレン及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
6	鉛及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
7	ヒ素及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
8	六価クロム化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
9	亜硝酸態窒素					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○										1回/年	評価1	可	4回/年
12	フッ素及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
13	ホウ素及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
14	四塩化炭素					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
15	1, 4-ジオキサン					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○										1回/年	安全性確認	可	1回/年
17	ジクロロメタン					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
18	テトラクロロエチレン					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
19	トリクロロエチレン					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
20	ベンゼン					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
21	塩素酸		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
22	クロロ酢酸		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
23	クロロホルム		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
24	ジクロロ酢酸		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
25	ジブロモクロロメタン		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
26	臭素酸		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
27	総トリハロメタン		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
28	トリクロロ酢酸		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
29	ブロモジクロロメタン		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
30	ブロモホルム		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
31	ホルムアルデヒド		○			○				○				○		4回/年	—	不可	4回/年
32	亜鉛及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
33	アルミニウム及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
34	鉄及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
35	銅及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
36	ナトリウム及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
37	マンガン及びその化合物					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		○			○				○				○		4回/年	評価2	可	4回/年
40	蒸発残留物		○			○				○				○		4回/年	評価2	可	4回/年
41	陰イオン界面活性剤					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
42	ジェオスミン				○	○	○									3回/年	安全性確認	可	原因藻類発生時期に実施
43	2-メチルイソボルネオール				○	○	○									3回/年	安全性確認	可	原因藻類発生時期に実施
44	非イオン界面活性剤					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
45	フェノール類					○										1回/年	安全性確認	可	4回/年
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月

※ 設定理由における評価1とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の10分の1を超過していることを示す。

※ 設定理由における評価2とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の5分の1を超過していることを示す。

別表7 給水栓における水質検査 (煤川浄水場系)

水質基準項目	検査計画													水道法に基づく検査頻度		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	検査実施回数	設定理由	省略可	検査頻度(回数/年間)
1 一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
2 大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
3 カドミウム及びその化合物					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年
4 水銀及びその化合物					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年
5 セレン及びその化合物					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年
6 鉛及びその化合物					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年
7 ヒ素及びその化合物					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年
8 六価クロム化合物					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年
9 亜硝酸態窒素					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年
10 シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○				○			○	4回/年	—	不可	4回/年
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○								1回/年	評価1	可	4回/年
12 フッ素及びその化合物					○								1回/年	評価1	可	4回/年
13 ホウ素及びその化合物					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年
14 四塩化炭素					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年
15 1, 4-ジオキサン					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年
16 シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン					○								1回/年	安全性確認	可	1回/年
17 ジクロロメタン					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年
18 テトラクロロエチレン					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年
19 トリクロロエチレン					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年
20 ベンゼン					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年
21 塩素酸		○			○				○			○	4回/年	—	不可	4回/年
22 クロロ酢酸		○			○				○			○	4回/年	—	不可	4回/年
23 クロロホルム		○			○				○			○	4回/年	—	不可	4回/年
24 ジクロロ酢酸		○			○				○			○	4回/年	—	不可	4回/年
25 ジブロモクロロメタン		○			○				○			○	4回/年	—	不可	4回/年
26 臭素酸		○			○				○			○	4回/年	—	不可	4回/年
27 総トリハロメタン		○			○				○			○	4回/年	—	不可	4回/年
28 トリクロロ酢酸		○			○				○			○	4回/年	—	不可	4回/年
29 ブロモジクロロメタン		○			○				○			○	4回/年	—	不可	4回/年
30 ブロモホルム		○			○				○			○	4回/年	—	不可	4回/年
31 ホルムアルデヒド		○			○				○			○	4回/年	—	不可	4回/年
32 亜鉛及びその化合物					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年
33 アルミニウム及びその化合物					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年
34 鉄及びその化合物		○			○				○			○	4回/年	評価2	可	4回/年
35 銅及びその化合物					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年
36 ナトリウム及びその化合物					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年
37 マンガン及びその化合物					○								1回/年	評価1	可	4回/年
38 塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)		○			○				○			○	4回/年	評価2	可	4回/年
40 蒸発残留物		○			○				○			○	4回/年	評価2	可	4回/年
41 陰イオン界面活性剤					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年
42 ジェオスミン				○	○	○							3回/年	安全性確認	可	原因藻類発生時期に実施
43 2-メチルイソボルネオール				○	○	○							3回/年	安全性確認	可	
44 非イオン界面活性剤					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年
45 フェノール類					○								1回/年	安全性確認	可	4回/年
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
47 pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
48 味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
49 臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
50 色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月
51 濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月	—	不可	1回/月

※ 設定理由における評価1とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の10分の1を超過していることを示す。

※ 設定理由における評価2とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の5分の1を超過していることを示す。

別表9 給水栓における水質検査 (四阿屋山浄水場系)

水質基準項目	検査計画															自家用水道条例に基づく検査頻度	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	検査実施回数	設定理由	省略可	検査頻度(回数/年間)	
1 一般細菌					○								○	2回/年	—	不可	2回/年
2 大腸菌					○								○	2回/年	—	不可	2回/年
3 カドミウム及びその化合物					○									1回/年	安全性確認	可	2回/年
4 水銀及びその化合物					○									1回/年	安全性確認	可	2回/年
5 セレン及びその化合物					○									1回/年	安全性確認	可	2回/年
6 鉛及びその化合物					○									1回/年	安全性確認	可	2回/年
7 ヒ素及びその化合物					○									1回/年	安全性確認	可	2回/年
8 六価クロム化合物					○									1回/年	安全性確認	可	2回/年
9 亜硝酸態窒素					○									1回/年	安全性確認	可	2回/年
10 シアン化物イオン及び塩化シアン					○								○	2回/年	—	不可	2回/年
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○									1回/年	安全性確認	可	2回/年
12 フッ素及びその化合物					○									1回/年	評価1	可	2回/年
13 ホウ素及びその化合物					○									1回/年	安全性確認	可	2回/年
14 四塩化炭素					○									1回/年	安全性確認	可	2回/年
15 1, 4-ジオキサン					○									1回/年	安全性確認	可	2回/年
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○									1回/年	安全性確認	可	2回/年
17 ジクロロメタン					○									1回/年	安全性確認	可	2回/年
18 テトラクロロエチレン					○									1回/年	安全性確認	可	2回/年
19 トリクロロエチレン					○									1回/年	安全性確認	可	2回/年
20 ベンゼン					○									1回/年	安全性確認	可	2回/年
21 塩素酸					○								○	2回/年	—	不可	2回/年
22 クロロ酢酸					○								○	2回/年	—	不可	2回/年
23 クロロホルム					○								○	2回/年	—	不可	2回/年
24 ジクロロ酢酸					○								○	2回/年	—	不可	2回/年
25 ジブromokクロロメタン					○								○	2回/年	—	不可	2回/年
26 臭素酸					○								○	2回/年	—	不可	2回/年
27 総トリハロメタン					○								○	2回/年	—	不可	2回/年
28 トリクロロ酢酸					○								○	2回/年	—	不可	2回/年
29 ブロモジクロロメタン					○								○	2回/年	—	不可	2回/年
30 ブロモホルム					○								○	2回/年	—	不可	2回/年
31 ホルムアルデヒド					○								○	2回/年	—	不可	2回/年
32 亜鉛及びその化合物					○									1回/年	安全性確認	可	2回/年
33 アルミニウム及びその化合物					○								○	2回/年	評価2	可	2回/年
34 鉄及びその化合物					○								○	2回/年	評価2	可	2回/年
35 銅及びその化合物					○									1回/年	安全性確認	可	2回/年
36 ナトリウム及びその化合物					○									1回/年	安全性確認	可	2回/年
37 マンガン及びその化合物					○									1回/年	安全性確認	可	2回/年
38 塩化物イオン					○								○	2回/年	—	不可	2回/年
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○								○	2回/年	評価2	可	2回/年
40 蒸発残留物					○								○	2回/年	評価2	可	2回/年
41 陰イオン界面活性剤					○									1回/年	安全性確認	可	2回/年
42 ジェオスミン					○									1回/年	安全性確認	可	原因藻類発生時期に実施
43 2-メチルイソボルネオール					○									1回/年	安全性確認	可	
44 非イオン界面活性剤					○									1回/年	安全性確認	可	2回/年
45 フェノール類					○									1回/年	安全性確認	可	2回/年
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)					○								○	2回/年	—	不可	2回/年
47 pH値					○								○	2回/年	—	不可	2回/年
48 味					○								○	2回/年	—	不可	2回/年
49 臭気					○								○	2回/年	—	不可	2回/年
50 色度					○								○	2回/年	—	不可	2回/年
51 濁度					○								○	2回/年	—	不可	2回/年

※ 設定理由における評価1とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の10分の1を超過していることを示す。

※ 設定理由における評価2とは、過去3年間における水質検査結果が水質基準値の5分の1を超過していることを示す。

皆野町・長瀬町 エリア

3. 水道施設の概要(皆野町・長瀬町エリア)

1) 皆野浄水場

水源の名称	荒川水系荒川	
水源の種類	表流水（皆野町大字皆野字内手地内荒川右岸）	
浄水処理方法	急速濾過方式	
施設フロー	取水→着水井→薬品沈殿池→急速濾過池→浄水池 →配水池	
給水区域	皆野町	皆野、下田野、金崎、野巻、大淵、国神三沢の一部、下日野沢、金沢の一部
	長瀬町	長瀬、本野上、中野上、井戸、岩田野上下郷、矢那瀬

2) 三沢浄水場

水源の名称	長小根川	
水源の種類	表流水（皆野町大字三沢字長小根地内）	
浄水処理方法	緩速濾過方式	
施設フロー	取水→着水井→薬品沈殿池→緩速濾過池→配水池	
給水区域	皆野町	三沢の一部

3) 金沢浄水場

水源の名称	身馴川	
水源の種類	表流水（皆野町大字金沢字仁別当地内）	
浄水処理方法	緩速濾過方式	
施設フロー	取水→着水井→普通沈殿池→緩速濾過池→配水池	
給水区域	皆野町	金沢の一部

4 原水及び浄水の水質状況

1) 皆野浄水場

水源の荒川は、奥秩父の甲武信岳を源流とし、いくつもの支川を合流して東京湾にそそぐ、流路延長173kmの1級河川です。取水地点の水質は、春季から夏季にかけて、鉄、マンガン、浮遊物質、有機物質等が上昇する傾向が見られます。また、喝水時には珪藻類や藍藻類の植物プランクトンが増殖し、PH値の変動が大きくなります。

2) 三沢浄水場

水源の長小根川は、荒川水系三沢川の上流域に位置する支流です。取水地点の水質は、一年を通し良好です。上流には民家等はなく、現在のところ汚染されるような原因はありません。しかし、小さな支流のため喝水時には水量不足を生じる恐れがあります。また、降雨により濁水となります。

3) 金沢浄水場

水源の身馴川は、利根川系小山川上流域に流れ込む浦山川の支流です。取水地点の水質は、一年を通し良好です。上流には民家等はなく、現在のところ汚染されるような原因はありません。しかし、小さな支流のため喝水時には水量不足を生じる恐れがあります。また、降雨により濁水となります。

5 水質検査項目、採水地点、採水頻度

1) 採水地点(表-1に示す)

水道水の採水場所は、水道施設の構造、配水管等の状況及び過去の水質検査の結果を考慮し、各配水系統末端給水栓で実施します。また、原水の水質変動を把握するため、各浄水場取水口における水質検査も実施します。

2) 検査項目及び検査頻度

2)-1 定期の水質検査

①毎日検査

1日1回行う色、濁り、消毒の残留効果に関する検査は、各浄水場の給水栓及び一般の家庭で実施します。

②水質基準項目の検査(表-2-1に示す)

浄水の水質基準項目については、水道法により検査の頻度が項目毎に定められています。(表-4のとおり)水源の種類、原水水質の動向、水源地域の土地利用形態及び下水道整備状況等を考慮し、さらに、水道施設の構造、配管等の状態等を踏まえたうえで、現状の水質検査結果(過去5年間の水質検査結果により評価)により検討し、浄水施設毎に検査の頻度を定め実施します。原水については、水質基準は適用されませんが、水質状況を把握し、適正な浄水処理を行うため検査を実施します。

③水質管理設定項目検査

水質管理設定項目は、水源に応じた項目を選定し、年1回実施します。(表-2-2に示す)農薬類については、上流域で主に使用されている農薬の品目を使用量を勘案し、定期的に見直しながら検査項目を選定し、使用量の多い時期に年1回実施します。(表-5-1、表-5-2に示す)

また、その検査結果が目標値の20%を超過した項目については、速やかに浄水においても検査を実施します。

④その他(表-2-2に示す)

原水の汚染の程度又は浄水処理等の工程管理のために有用となる項目を選定し検査を実施します。また、クリプトスポリジウム等汚染の可能性を判断するため、クリプトスポリジウム等及び指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)を実施します。

表 - 1

採 水 地 点

	採 水 場 所	河 川 名	所 在 地 等
原 水	皆野浄水場取水口	荒川水系荒川	皆野町大字皆野地内
	三沢浄水場着水井	荒川水系長尾根川	皆野町大字三沢地内
	金沢浄水場着水井	利根川水系身馴川	皆野町大字金沢地内
浄 水 及 び 給 水 栓	皆野浄水場給水栓	荒川水系荒川	皆野町大字皆野地内
	皆野浄水場系管末付近	荒川水系荒川	一般家庭
	国神浄水場系管末付近	荒川水系荒川	一般家庭
	三沢浄水場系管末付近	荒川水系長尾根川	一般家庭
	金沢浄水場系管末付近	利根川水系身馴川	一般家庭
	矢那瀬消防団詰所2-3	荒川水系荒川	長瀨町大字矢那瀬地内

表-2-1

水質検査項目年間検査回数

水質基準項目 検査項目 \ 検査地点		検査方法	原水			給水 栓					
			皆野 着水	三沢 着水	金沢 着水	皆野 給水1	皆野 給水2	国神 給水	三沢 給水	金沢 給水	樋口 給水
1	一般細菌	委託	4	1	1	12	12	12	12	12	12
2	大腸菌	委託	4	1	1	12	12	12	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物	委託	4	1	1	4	—	4	4	4	—
4	水銀及びその化合物	委託	4	1	1	4	—	4	4	4	—
5	セレン及びその化合物	委託	4	1	1	4	—	4	4	4	—
6	鉛及びその化合物	委託	4	1	1	4	—	4	4	4	—
7	ヒ素及びその化合物	委託	4	1	1	4	—	4	4	4	—
8	六価クロム化合物	委託	4	1	1	4	—	4	4	4	—
9	亜硝酸態窒素	委託	4	1	1	4	4	4	4	4	4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	委託	4	1	1	4	4	4	4	4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	委託	4	1	1	4	4	4	4	4	4
12	フッ素及びその化合物	委託	4	1	1	4	—	4	4	4	—
13	ホウ酸及びその化合物	委託	4	1	1	4	—	4	4	4	—
14	四塩化炭素	委託	4	1	1	4	—	4	4	4	—
15	1,4-ジオキサン	委託	4	1	1	4	—	4	4	4	—
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	委託	4	1	1	4	—	4	4	4	—
17	ジクロロメタン	委託	4	1	1	4	—	4	4	4	—
18	テトラクロロエチレン	委託	4	1	1	4	—	4	4	4	—
19	トリクロロエチレン	委託	4	1	1	4	—	4	4	4	—
20	ベンゼン	委託	4	1	1	4	—	4	4	4	—
21	塩素酸	委託	—	—	—	4	4	4	4	4	4
22	クロロ酢酸	委託	—	—	—	4	4	4	4	4	4
23	クロロホルム	委託	—	—	—	4	4	4	4	4	4
24	ジクロロ酢酸	委託	—	—	—	4	4	4	4	4	4
25	ジブロモクロロメタン	委託	—	—	—	4	4	4	4	4	4
26	臭素酸	委託	—	—	—	4	4	4	4	4	4
27	総トリハロメタン	委託	—	—	—	4	4	4	4	4	4
28	トリクロロ酢酸	委託	—	—	—	4	4	4	4	4	4
29	ブロモジクロロメタン	委託	—	—	—	4	4	4	4	4	4
30	ブロモホルム	委託	—	—	—	4	4	4	4	4	4
31	ホルムアルデヒド	委託	—	—	—	4	4	4	4	4	4
32	亜鉛及びその化合物	委託	4	1	1	4	4	4	4	4	4
33	アルミニウム及びその化合物	委託	4	1	1	4	4	4	4	4	4
34	鉄及びその化合物	委託	4	1	1	4	4	4	4	4	4
35	銅及びその化合物	委託	4	1	1	4	4	4	4	4	4
36	ナトリウム及びその化合物	委託	4	1	1	4	4	4	4	4	4
37	マンガン及びその化合物	委託	4	1	1	4	4	4	4	4	4
38	塩化物イオン	委託	4	1	1	12	12	12	12	12	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	委託	4	1	1	4	4	4	4	4	4
40	蒸発残留物	委託	4	1	1	4	4	4	4	4	4
41	陰イオン界面活性剤	委託	4	1	1	4	—	4	4	4	—
42	ジェオスミン	委託	4	1	1	4	4	4	4	4	4
43	2-メチルイソボルネオール	委託	4	1	1	4	—	4	4	4	—
44	非イオン界面活性剤	委託	4	1	1	4	4	4	4	4	4
45	フェノール類	委託	4	1	1	4	4	4	4	4	4
46	有機物(TOC)	委託	4	1	1	12	12	12	12	12	12
47	pH値	委託	4	1	1	12	12	12	12	12	12
48	味	委託	—	—	—	12	12	12	12	12	12
49	臭気	委託	4	1	1	12	12	12	12	12	12
50	色度	委託	4	1	1	12	12	12	12	12	12
51	濁度	委託	4	1	1	12	12	12	12	12	12

表-3

年間の検査頻度(委託検査分)

測定箇所名 \ 項目名		原 水			給 水 栓					
		皆 野 着 水	三 沢 着 水	金 沢 着 水	皆 野 給水1	皆 野 給水2	国 神 給 水	三 沢 給 水	金 沢 給 水	樋 口 給 水
水質基準項目	51項目 (原水39項目)	4回/年	1回/年	1回/年	4回/年	-	4回/年	4回/年	4回/年	-
〃	34項目	-	-	-	-	4回/年	-	-	-	4回/年
省略不可能項目	9項目	-	-	-	8回/年	8回/年	8回/年	8回/年	8回/年	8回/年
水質管理目標設定項目	18項目	1回/年			-	-	-	-	-	-
〃	18項目	-	-	-	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
〃	12項目	-	1回/年	1回/年	-	-	-	-	-	-
農薬類	62項目	1回/年	-	-	-	-	-	-	-	-
嫌気性芽胞菌(定性)	2項目	12回/年	12回/年	12回/年	-	-	-	-	-	-
嫌気性芽胞菌(定量)	2項目	12回/年	12回/年	12回/年	-	-	-	-	-	-
クリプトスポリジウム	1項目	2回/年	2回/年	2回/年	-	-	-	-	-	-
アンモニア性窒素	1項目	24回/年	12回/年	12回/年	-	-	-	-	-	-
残留塩素	1項目	-	-	-	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年
生物化学的酸素要求量	1項目	4回/年	1回/年	1回/年	-	-	-	-	-	-
化学的酸素要求量	1項目	4回/年	1回/年	1回/年	-	-	-	-	-	-
浮遊物質	1項目	4回/年	1回/年	1回/年	-	-	-	-	-	-
総窒素	1項目	4回/年	1回/年	1回/年	-	-	-	-	-	-
総リン	1項目	4回/年	1回/年	1回/年	-	-	-	-	-	-
電気伝導率	1項目	4回/年	1回/年	1回/年	-	-	-	-	-	-

※原水については、水質基準は適用されていませんが、水質状況を監視するため行います。

水質検査(基準項目)における検査頻度

区分	水質基準項目	検査頻度	省略	備考	
健康に関する項目	病原性微生物	一般細菌、大腸菌	月1回	不可	
	金属類	カドミウム、水銀、セレン、ヒ素、鉛、六価クロム、シアン	年4回		注1)
	無機物	亜硝酸態窒素	年4回	不可	水質基準
		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			
		フッ素、ホウ素			注1)
有機物	四酸化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン	年4回		注1)	
消毒副生成物	塩素酸、塩化シアン、臭素酸、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、総トリハロメタン、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、ホルムアルデヒド	年4回	不可		
性状に関する項目	金属類	亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、マンガン	年4回		注1)
	無機物	ナトリウム、硬度、蒸発残留物	年4回		注1)
	有機物	陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類	年4回	不可	注1)
		ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール			注2)
その他	塩化物イオン、有機物(TOC)、pH、味、臭気、色度、濁度	月1回	不可		

- 注1) ①過去3年間の測定結果が基準値の2/10以下の場合、年1回以上に検査頻度減らすことが可能。
 ②過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下の場合、3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能。
 但し、どちらの場合でも、原水等の変動による汚染のおそれがない場合に限る。
 なお、次に掲げる場合、適用しない。
 ア. 水源が変更され場合。 イ. 新たな汚染の恐れが生じた場合。 ウ. 浄水処理方法を変更した場合。
 エ. 検査結果が、基準値の2/10及び1/10を越えた場合。
- 注2) これらの物質を生産する藻類等の発生がないことが明らかな期間を除き、月1回以上測定。

農 薬 類 の 検 査

農薬類の検査		検査方法	原 水			給 水 栓					
検査項目	検査地点		皆野 着水	三沢 着水	金沢 着水	皆野 給水1	皆野 給水2	国神 給水	三沢 給水	金沢 給水	樋口 給水
1	チウラム	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
2	シマジン(CAT)	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
3	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
4	イソキサチオン	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
5	ダイアジン	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
6	フェントロチオン(MEP)	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
7	イソプロチオラン(IPT)	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
8	クロロタロニル(TPN)	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
9	ジクロルボス(DDVP)	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
10	フェノブカブル(BPMC)	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
11	イプロベンホス(IBP)	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
12	ベンタゾン	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
13	カルボフラン	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
14	アセフェート	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
15	クロルピリホス	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
16	トリクロルホン(DEP)	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
17	エトリジアゾール	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
18	キャブタン	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
19	ペンシクロン	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
20	メタラキシル	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
21	メプロニル	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
22	ピリブチカルブ	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
23	ペンディメタリン	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
24	メコプロップ(MCPP)	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
25	カルバリル(NAC)	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
26	エディフェンホス(EDDP)	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
27	ピロキロン	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
28	フサライド	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
29	メフェナセット	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
30	プレチラクロール	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
31	チオファネートメチル	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
32	メチダチオン(DMTP)	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
33	カルプロパミド	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
34	モリネート	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
35	ジクロベニル(DBN)	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
36	ジメトエート	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
37	ジクワット	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
38	ジウロン(DCMU)	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
39	エトファンプロックス	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*

表-5-2

農薬類の検査		検査方法	原水			給水栓					
検査項目 \ 検査地点			皆野着水	三沢着水	金沢着水	皆野給水1	皆野給水2	国神給水	三沢給水	金沢給水	樋口給水
40	フェンチオン(MPP)	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
41	マラチオン(マラソン)	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
42	メソミル	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
43	ベノミル	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
44	ベンフラカブル	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
45	シメトリン	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
46	フェントエート(PAP)	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
47	ブプロフェジン	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
48	ジスルホトン	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
49	プロベナゾール	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
50	ダイムロン	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
51	ジメタメトリン	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
52	イミノクタジン酢酸塩	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
53	トリフルラリン	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*
54	カフェンストロール	委託	1	—	—	*	*	*	—	—	*

※ *は、原水の検査結果が基準値の20%を超えた場合に浄水において速やかに検査を実施する。

毎日検査

毎日検査		検査方法	浄水					水栓					
検査項目 \ 検査地点			皆野浄水	国神浄水	三沢浄水	金沢浄水	樋口浄水	皆野給水1	皆野給水2	国神給水	三沢給水	金沢給水	樋口給水
1	残留塩素	自己	○	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○
2	pH値	自己	○	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○
3	味	自己	○	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○
4	臭気	自己	○	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○
5	色	自己	○	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○
6	濁度、濁り	自己	○	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○
7	水温	自己	○	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○

6. 臨時の水質検査

以下のような場合には、臨時の水質検査を実施します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行したとき。
- (4) 浄水処理過程に異常があったとき。
- (5) 送・配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) 大気中の放射性物質濃度が上昇したとき。
- (7) その他特に必要があると認められるとき。

7. 水質検査の方法

(1) 毎日検査

各浄水場系統については、配水管末端付近の水道利用者に委託者及び職員が国の定めた方法により毎日水質検査を実施します。

(2) 水質基準項目の検査並びにその他の検査項目

水質基準項目をはじめ毎日検査以外の検査については、水道法第 20 条の厚生労働大臣登録検査機関に委託し、その検査方法は「水質基準に関する法令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」及び「水質管理目標設定項目の検査方法」により行い、それ以外の検査は上水試験方法等により実施します。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水道水を安心してご利用頂くために、利用者の御意見等を参考に、水質検査結果を踏まえたうえで、毎年水質検査計画を見直します。

水質検査計画や水質検査結果については、ホームページ等で公表します。

9. その他配慮すべき事項

(1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の 1/10 の定量下限値が得られ、基準値及び目標値の 1/10 付近の測定において、金属類では変動係数(CV 値)が 10%以下、有機物では 20%以下の検査を行う能力のある機関に委託します。また厚生労働省、埼玉県などが実施する外部精度管理への参加結果を、年度終了後 3 ヶ月以内に提出させ、その精度管理結果を確認いたします。

(2) 関係者との連携

水質事故が水源地の周辺で発生した場合、また、水道水において水質基準値を超えた場合は、秩父保健所・埼玉県保健医療部生活衛生課等関係機関と連携し、情報交換を行いながら迅速かつ適切な対応に努めます。